

令和3年第3回上里町議会定例会会議録第1号

令和3年6月4日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 （町長提出議案第28号）上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 （町長提出議案第29号）上里町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 （町長提出議案第30号）上里町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 （町長提出議案第31号）上里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 （町長提出議案第32号）上里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 （町長提出議案第33号）上里町町道路線の廃止について
- 日程第13 （町長提出議案第34号）令和3年度上里町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 特別委員会委員長報告について
- 日程第15 （町長提出議案第35号）公平委員会委員の選任について
- 日程第16 （町長提出議案第36号）令和3年度上里町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 （町長提出諮問第1号）人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第18 （議員提出議案第3号）上里町議会会議規則の一部を改正する規則について

- 日程第 19 (議員提出議案第 4 号) 上里町議会委員会条例について
日程第 20 (議員提出議案第 5 号) 上里町議会政治倫理条例について
日程第 21 (議員提出議案第 6 号) 上里町議会基本条例について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 提出議案の報告について
日程第 4 町長の行政報告について
日程第 5 諸報告について
日程第 6 一般質問について
-

出席議員 (14 人)

1 番 黛 浩之君	2 番 高橋茂雄君
3 番 高橋勝利君	4 番 飯塚賢治君
5 番 仲井静子君	6 番 猪岡壽君
7 番 齊藤崇君	8 番 植原育雄君
9 番 植井敏夫君	10 番 高橋正行君
11 番 納谷克俊君	12 番 沓澤幸子君
13 番 高橋仁君	14 番 新井實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下博一君	副町長 江原洋一君
教育長 埴岡正人君	総務課長 山田隆君
総合政策課長 豊田貴志君	税務課長補佐 阿佐美由紀君
くらし安全課長 間々田亮君	町民福祉課長 亀田真司君
子育て共生課長 飯塚郁代君	健康保険課長 及川慶一君
高齢者いきいき課長 間々田由美君	まち整備課長 相馬伸太郎君
産業振興課長 山下容二君	上下水道課長 根岸利夫君
学校教育課長 望月誠君	学校教育指導室長 福島実君

生涯学習課長 金 井 憲 寿 君 会 計 課 長 小 暮 伸 俊 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 宮 下 忠 仁 係 長 飯 塚 剛

◎開会・開議

午前9時01分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、7番齊藤崇議員、8番植原育雄議員、9番植井敏夫議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、新井實議員。

〔議会運営委員長 新井 實君発言〕

○議会運営委員長（新井 實君） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の新井實でございます。

前期定例会において審査の付託を受けました今期定例会の会期日程について、去る5月17日に議会運営委員会を開催し、慎重審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会においては8名の議員から通告書が提出されております。

質問の通告時間は5時間10分であり、答弁時間を含めるとおおむね9時間程度になると見込まれます。

なお、一般質問は、本日と6月7日月曜日の2日間となり、本日4名、6月7日4名の割り振りいたしました。

次に、町長提出議案については、条例の一部改正が5件、町道路線の廃止が1件、補正予算については一般会計の1件で、これらを合計いたしますと7件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日6月4

日から6月15日までの12日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果の報告といたします。

慎重審議お願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月15日までの12日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告については、町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

◇

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 令和3年第3回上里町議会定例会行政報告をさせていただきます。

改めまして、皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第3回定例議会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御参会を賜り、町政の重要課題について御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しての町の状況を御報告させていただきます。

埼玉県を含めた1都3県に発令されていた2回目の緊急事態宣言が解除となった3月以降、再び新型コロナウイルスの感染者が増加し、4月20日には埼玉県を含む4県にまん延防止等重点措置が適用されました。

4月25日には、東京や大阪など4都道府県に対して、三度目の緊急事態宣言が発令され、その後、9都道府県に拡大し、期限についても今月20日まで延長されております。

町内における感染状況につきましては、3月17名、4月5名、5月10名、6月1名の感染が

確認され、現在、累計で138名となっております。急増した1月、2月に比べると落ち着いている状況ではありますが、隣接する群馬県の市町ではまん延防止等重点措置の対象区域となり、また、感染力が非常に強いと言われている変異株についても全国で広がりを見せており、懸念するところがございます。

引き続き、町民の皆様におかれましては、3密の回避、マスクの着用、手洗いの励行といった基本的な感染防止対策を改めて徹底していただくようお願い申し上げます。

経済情勢につきましては、新型コロナウイルス感染者の影響により、依然として厳しい状況にあります。国の緊急経済対策などの効果により持ち直しの動きが見られましたが、繰り返し発令される緊急事態やまん延防止等重点措置により、経済の水準はコロナ前を依然下回った状態となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について御報告させていただきます。

町では、4月16日より、80歳以上の高齢者の方から順次接種券を発送し、4月26日に予約受付を開始いたしました。5月11日から医療機関において個別接種が開始され、また、5月25日に多目的スポーツホールにおいて、1回目の集団接種を実施しました。

ワクチン接種の予約受付につきましては、「なかなか電話が繋がらない」「インターネットでの予約の仕方が分かりづらい」など、町民の皆様には御不便をおかけしておるところでございます。

町では、6月8日より役場町民ホールにおいて、ワクチン接種の予約のお手伝いをするワクチン接種に係る予約サポートを、上里町社会福祉協議会と共に実施いたします。当日は、町職員を10名以上動員し、予約受付のお手伝いをさせていただく予定でありますので、是非、御利用いただきたいと思っております。

これから、ワクチンの供給や接種が進んでいきます。現時点で接種の予約が取れない方でも、順次接種いただくことができますので、どうか慌てずに、御安心いただければと思っております。

まずは、65歳以上の接種を、希望する高齢者の方々を一人も取り残すことなく、7月中の接種完了を目指し、一丸となって取り組んでまいります。また、この場をお借りしまして、通常診察があるにもかかわらず、ワクチン接種に御協力いただいております本庄市児玉郡医師会、町内医療機関の先生方に、改めて深く感謝申し上げます。

昨年5月及び7月の臨時会において、補正予算を御議決いただきました上里町独自の支援策「上里町民の暮らしと健康を守る緊急施策」及びその第2弾について実施してまいりましたが、今後の支援策につきましては現在、それらの実績なども踏まえ、準備を進めているところでございます。準備が整い次第、速やかに議会の皆様に御提案させていただきたいと考えてお

りますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会には、上里町町道の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例をはじめとする条例の一部改正が5件、町道路線の廃止が1件、令和3年度上里町一般会計補正予算を提出議案とさせていただきます。

補正予算案の概要について申し上げますと、一般会計において、総額で歳入歳出512万8,000円の増額補正を提出させていただきました。内容としましては、新型コロナウイルスワクチン接種の予約システムコールセンター委託料、ワープ上里の浄化槽保守修繕工事、神保原児童館の給湯室電源増設工事及び手洗い自動水栓等修繕工事の増額となっております。

これらの提出議案につきまして、慎重審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、町職員の定期人事異動ですが、一般退職、埼玉県への復帰退職などにより7人に退職辞令を交付し、新規職員については一般職10名、保健師1名、社会福祉士1名、合計12名を採用いたしました。また、県からの派遣1名、上里町社会福祉協議会からの派遣1名を加え、人事を構成いたしました。

異動については、昇任などを含め、延べ89人への人事異動の発令を行いました。

今年度の職員配置の特色といたしましては、都市計画に関する知識の習得、都市整備の実務を学ぶため、埼玉県都市整備部市街地整備課に新たに若手職員を2年間派遣しております。

組織については、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に進めるため、健康保険課に「ワクチン接種調整係」を新設しました。また、まち整備課に「都市整備係」を新設し、現在の各係名を「公園管理係」「道路管理係」に変更いたしました。

本年4月1日現在における総職員数は193名となり、昨年度と比較しまして6名の増員となりました。

今後も、限られた人員で、住民のニーズに速やかに対応できる、効率のよい組織づくりを整備してまいりたいと思っております。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告、提出議案の説明といたしますが、今後とも町政推進につきまして、議会議員の皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 以上で町長の行政報告を終わります。

◇

◎日程第5 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において、本日までに受理した請願及び陳情はありません。

次に、郵送で提出されました県内農産物と地域経済、消費者の食を守る条例制定に向け意見書の提出を求める陳情については、参考にその写しを配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正等についての件。

令和2年度一般会計予算継続費繰越計算書及び繰越明許費繰越計算書、令和2年度上里町土地開発公社事業報告書・決算書及び令和3年度事業計画書・予算書が報告事項として提出があり、配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として、地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員は着席のままお待ちください。

午前 9時16分休憩

午前 9時17分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 一般質問について

○議長（猪岡 壽君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番の植原育雄でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

私は、安心して暮らせる町をつくるには、住民の皆様と行政による一体的な取組が必要だと思っております。

キーワードは「安全と安心」、安全で安心な町づくりを進めます。「選択と集中」、必要な事業を選択し、実施を目指します。「官民協働」、官と民の協働による地域主権のまちづくりを進めます。

今6月定例議会では、1、公共施設再配置・維持保全計画について、2、町内小中学校の少人数学級について、3、虐待について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

1番目に、公共施設再配置・維持保全計画について、町長と教育長に質問をさせていただきます。

ます。

上里町公共施設再配置・維持保全計画（令和2年3月）の資料によりますと、1、基本方針として、施設の新設は原則行わないものとします。新設が必要な場合にも、他の施設と統合することや、他の施設機能を持ったものにするなど、単に施設総量を増やすことのないように検討した上で、新設を行うものとします。

2、長寿命化について。これまで、公共施設等の修繕は、危険度の高いものから優先的に予算を配分し修繕を行う、対症療法的修繕を行ってきましたが、使用できなくなる前に必要な修繕等を行う予防保全型の修繕に転換し、施設を健全な状態に保つことでライフサイクルコストの縮減に努めます

3、民間活力の導入について。平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により導入された指定管理者制度を活用し、民間でできることは民間でという考えの下、民間事業者による指定管理の積極的な導入を推進します。

4、再配置方針として、複合化については、異なる種類の公共施設を1か所に集める。主な該当施設は、上里町総合文化センターワープ上里、賀美児童館、長幡児童館、男女共同参画推進センター、七本木児童館、神保原小学校、賀美小学校、長幡小学校、七本木小学校。

機能移転・複合化については、当該施設の機能を他の場所に移し、他の施設と複合化する。主な該当施設は、賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館、中央公民館・コミュニティセンター、神保原児童館、賀美児童館、七本木児童館、長幡児童館となっています。

具体的には、地区公民館及び児童館についてですが、賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館は、施設の設備の老朽化が著しいほか、一部耐震化が課題となっていることから、建物を解体する。1、上里東公民館は、機能回復のため計画改修する。2025年度から2026年度を予定しています。長幡公民館は、長幡児童館に機能を移転し複合化する。2023年度から2024年度を予定しています。3、七本木公民館は、男女共同参画推進センター、七本木児童館に機能を移転し複合化する。2024年度から2025年度を予定しています。賀美公民館は、賀美児童館に機能移転し複合化する。2026年度から2027年度を予定しています。神保原公民館と神保原児童館は、機能回復のため計画改修する。2028年度から2029年度を予定していますとなっております。

ここで、最初の質問ですが、長幡公民館は、長幡児童館に機能移転し複合化する。2023年度から2024年度を予定していますとなっております。聞くところによりますと、長幡公民館の屋上の防水シートが剥がれておりまして、下の階に雨漏りがしているそうです。皆さんも御存じのことと思いますが、社会教育法第21条には、「公民館は、市町村が設置する。」とあり、公民館は生涯学習の拠点と定められております。

しかしながら、上里町の公民館は、全て他の事業で補助金を受けて建築された建物との併設

館となっております。財政的に厳しい市町村は、単独で公民館を設置できないのが現状となっております。

また、上里町は、平成25年4月1日にまなびとふれあいの町を宣言しております。宣言文の最初に、生涯学習の大切さを掲げております。その生涯学習の拠点である館の公民館の屋上の防水シートが剥がれていて、下の階に雨漏りがしております。

また、かつて現在の中央公民館が入っている建物に、上里東公民館の看板が掲げられておりました。館長がおりました。公民館の対応について、重きを置いた対応していただきたいと思っております。

公共施設再配置・維持保全計画によりますと、長幡公民館は長幡児童館に機能移転し複合化する、その予定年度が2023年度から2024年度では、遅過ぎるのではありませんか。町長と教育長に質問をさせていただきます。

次に、保健福祉施設について、町長に質問させていただきます。

保健センター、老人福祉センターかみさと荘、福祉町民センターは、施設及び設備の老朽化が著しいほか、耐震化が課題となっていることから、機能を統合し建て替えを行うということです。

保健センター、老人福祉センターかみさと荘と福祉町民センターは集約し、複合施設として建て替えの予定で、2021年度から2023年度を予定していますということですが、この中で気になっているのが、老人福祉センターが備える温浴施設機能については、維持管理上のリスクが大きいため、再配置方針として当該施設には含めないものとしますとありますが、町長はどのような考えからこのような方針を示したのでしょうか、町長に質問をいたします。

次に、概算事業費の算定についてですが、本計画期間内令和11年度までの総事業費は51億2,000万円で、1年間としての平均で5億1,000万円となります。また、上里町公共施設等総合管理計画の計画期間令和38年度の2056年度までの37年間における長期的見通しでは、事業費が202億7,000万円となり、1年間平均は5億5,000万円の見込みです。上里町公共施設等総合管理計画の策定時の試算では、40年間で総額は312億円、1年間平均としては7億8,000万円でありました。

再配置方針に示した考え方に基づく複合化、集約化や建て替えどきの面積縮減を進めたことにより、1年当たり2億3,000万円の縮減効果を見込むことができましたとあります。担当者や関係者の皆様には、大変御苦労いただいていることに感謝を申し上げます。

上里町公共施設再配置・維持保全計画（令和2年3月）の資料によりますと、2020年度から予定している事業もありますが、予定どおり進んでおりますか。概算事業費と事業の進捗状況について、町長に質問をいたします。

次に、町内小中学校の少人数学級について、教育長に質問をさせていただきます。

最初に、小学校の少人数学級の現状と問題点について質問をさせていただきます。

小学校では、1学級の上限を40人から35人に引き下げる義務標準改正によって、令和3年度から5年かけて、全学年で35人以下の学級になります。小学校1年生は、平成23年度に導入済みとなっております。きめ細かな指導ができることに加え、現状では新型コロナウイルスの3密の回避の狙いもあると考えられています。しかし、学級数の増加に伴い、増えた教員の人件費をどうするのかという課題があります。

文部科学省によりますと、少子化の影響で小学校の9割が既に学級の規模が35人以下になっており、35人学級の制度化の恩恵を受けるのは、主に児童数が多い都市部の学校になると考えられています。

国の計画では、令和3年度、今年度が小学2年生、令和4年度が小学3年生、令和5年度が小学4年生、令和6年度が小学5年生、令和7年度が小学6年生と、毎年1学年ずつ引き下げていくが、地方では独自に前倒ししたり、より少人数化を進めたりする動きが広がっているとしています。

既に小中学校の全てが、全ての学年を35人以下の学級を実現させている山梨県ですが、平成16年度から小学1年生、平成17年度から小学2年生は、学校の判断で30人学級を組めるようにしてきたということでもあります。

令和3年度から小学1年生は25人学級も可能にした、山梨県内の全公立小学校の166校のうち、22校で導入をしております。そして、令和4年度には小学2年生への拡大を目指しているそうです。

一方、都市部の自治体では、教員の数や教室の数の不足などを理由に、前倒しは難しい理由があります。現在の小学3年生以上は、35人学級の対象外のまま卒業することになるため、東京都渋谷区では、保護者が35人学級の早期実現を都知事らに求める署名を活動展開しているそうです。

なお、都の教育委員は、35人学級の対象とならない子どもたちは、少人数指導などで丁寧に対応したいと話しております。

少人数学級だけではなく、子どもの習熟度に応じた少人数指導に力を入れている自治体もあるようですが、国の35人学級制度導入で思わぬ影響を受ける可能性がある。それは、教員の人件費の問題です。人件費は、国が国庫負担金として3分の1を負担金としていて、対象の教職員は基礎定数と加配定数の合計で決まるそうですが、令和2年度は基礎定数は63.3万人、加配定数は5.4万人だったそうです。

基礎定数は、学級数に応じて自動的に決まり、1学級の上限が引き下げられると学級数が増

えるため、その分の教職員が必要になります。文部科学省の試算では、小学校の全学年で35人学級を実現するために必要な教職員は、5年間で合計1万3,574人で、その予算をどのように工面するのか。文部科学省側では、財務省は加配の削減を求めてくるのではないかと懸念をしているそうです。

加配定数は、少人数指導やいじめ対策など特定の目的で、基礎定数に上乘せする形で追加配置するもので、その人数は毎年予算折衝で決まるため、財布のひもを握る財務省は加配定数の削減に切り込んでくる可能性があるかと、文部科学省側は見ているとのことでもあります。

加配を使って少人数学級や少人数指導を取り入れている自治体からは、不安の声が漏れておるそうです。上里町は影響があるのでしょうか。

県の教育委員会にしてみれば、国のほうで少人数指導の定数が減らされれば、県単独で配置しなければならない部分が増えることになります。現行制度では、学級数に基づき教員数を決めておりますが、子ども1人当たりに教員が何人いるかの視点で見直すべきではないかとの指摘も出ているようです。

ここで質問ですが、町内小学校の少人数学級の現状と問題点について、教育長に質問をいたします。

次に、中学校の少人数学級の見通しについて、教育長に質問させていただきます。

少人数学級をめぐって、文部科学省は当初、小中学校での30人学級導入を目指しておりましたが、少人数学級の効果に懐疑的な財務省との折衝の末、小学校のみ35人という形で決着をしました。

それでは、中学校の見通しはどうなるのでしょうか。

2月15日の衆議院予算委員会で、中学校の35人学級に対する認識を問われた菅総理大臣は、前向きな発言をしたそうです。後ろで聞いていた萩生田文部科学大臣は、「大変勇気をいただいた。できる限り早い時期に中学校も目指していきたい」と、翌日の記者会見で述べたそうです。

菅総理大臣は教育政策への関心は薄いと見られておりましたが、ここへ来て、中学校の少人数学級に前向きな姿勢を示している背景については、文部科学省は政策立案の際に、菅総理大臣は国民や地方の声を大事にするタイプの政治家であるので、小学校の35人学級を評価する声が想定以上に大きかったことが影響したのではないかと推測をしております。

ここで問題なのが、予算をチェックする立場の財務省は、前のめりな議論に警戒感を示しております。以前から学級規模が学力に与える影響について、規模の縮小の効果は何か。小さいことを示す研究が多いと、疑問を抱いているそうです。

財務省主計局の担当者は、まずは小学校の35人学級について、学力やいじめ、不登校など、

幅広い観点で効果を見極めるのが先ではないかと指摘をしております。また、検証作業の在り方についても、文部科学省だけではなく第三者の目で行われることが望ましいと、くぎを刺しております。

ここで質問ですが、上里町内中学校の少人数学級の見通しについて、教育長に質問をさせていただきます。

次に、虐待について、町長と教育長に質問させていただきます。

最初に、児童虐待について伺います。

平成30年度の全国の児童相談所の虐待通告対応件数は、約16万件でありました。これに市町村への虐待通告件数の約12万件を加え、約3万件とされる重複分を差し引くと約25万件となります。

子どもの虐待は、親子関係の極端な悪化であり、何とかよく育てようとするが、うまくいかないことで悪循環が起きて、エスカレートした結果であることが多い。にもかかわらず、監視だけでは親を追い詰めて、殻を閉じた状態で孤立した子育てにつながってしまうと言われております。ゆえに、虐待防止は子育て支援で、親子のつながり、孤立を防ぎ、温かい支援で進むことを基盤にしなければなりません。

平成28年の児童福祉法の改正では、国及び地方公共団体は、子どもの養育は、第一義的に責任を負う保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うと明記されております。

平成29年には、改正法の具現化を目指した「新しい社会的養育ビジョン」が厚生労働省より発出されていて、それによると、子どもが心身ともに健やかに育成できなければ、それは国及び地方公共団体の責任でもあり、しかも子ども・家庭支援の現場は地方公共団体であり、そこが本気で力を入れなければ子どもを守ることはできないと言っております。

改正児童福祉法の理念のもう一つの大きなポイントは、家庭支援は、子どもの家庭に身近な市区町村が中心であり、都道府県は、子どもの権利侵害である虐待への法的対応を行うという考え方です。この都道府県の役割、つまり児童相談所の役割も、できるだけ基礎自治体へ、少なくとも中核市や特別区はその任を抱えるべきという方向性は提示されております。

虐待を防止するには、1、一般子育て支援、2、虐待リスクの早期発見と支援、3、虐待に至っている家族の早期発見と在宅支援、4、危険がある場合の親子の分離、5、分離下の子どもの傷の癒しと保護者や家族への支援、6、家庭復帰後の在宅支援、7、虐待を受けた子どもの治療や自立支援と連鎖の防止に関する施策が包括的になされる必要があります。

近隣の美里町では令和2年9月に、衰弱した生後3か月の女兒を放置して死亡させたとして、両親が保護責任者遺棄致死容疑で逮捕された事件が発生しました。美里町がこの女兒との面会

を両親に合計で35回申し込んだが、1回しか実現しなかった。町は、事件を防ぐ方法はなかったのか、対応の検証を進めることとしました。

町によると、この女兒の出生前から、この家庭は町や児童相談所、警察などでつくる要保護児童対策地域協議会の支援対策の対象となっていたそうです。児童相談所が対応に乗り出す前に事件に至りました。児童相談所は、児童虐待防止法に基づいて、虐待が疑われる家庭に強制的な立入り、臨検を行うことができます。

専門家は、町の対応について、家庭に関する情報を口頭と視覚で得ることが大切で、子どもに会えない状況は危険だとしております。児童相談所による立入調査を依頼してもよかったのではと、話をしております。

要保護児童対策地域協議会でも、児童相談所がより積極的に関わる必要があったのではないかと話しております。

これらのことを踏まえて、上里町内の児童虐待に関する現状と対策について、町長と教育長に質問をいたします。

次に、高齢者虐待について伺います。

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）として、平成17年11月9日に法律第124号として公布されまして、平成18年4月1日に施行されました。高齢者を介護している養護者、家族等による虐待だけではなく、福祉介護サービス業務の従事者による虐待の防止についても規定しています。

介護サービス従事者が高齢者を虐待するなんてと思われるかもしれませんが、介護の現場での虐待は増加傾向にあります。家族による高齢者への虐待が年間1万7,000件、なぜ介護虐待は起きてしまうのか。

介護虐待は年々増えております。厚生労働省の調査によりますと、高齢者への虐待件数、平成29年度は養介護施設従事者等によるものが510件で、前年度より12.8%増加していて、養護者・家族によるものが1万7,078件で4.2%増加しております。数字を見ると、虐待するのは圧倒的に家族などの養護者が多くなっております。

虐待の内容は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、介護・世話の放棄・放任の5つに分類されております。養護者による虐待では、身体的虐待が66.7%、心理的虐待が39.1%、介護などの放棄が20.3%を占めております。また、虐待の発生要因で最も多いのが虐待者の介護疲れ・介護ストレスで24.2%となっております。

虐待は、一部の人だけがする特殊な行為だと思われがちですが、要介護者を叱りつけたり、相手の要求を無視することも場合によっては虐待となる場合もあります。

ここで、上里町内における高齢者虐待の現状と対策について、町長に質問をいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原育雄議員の1、公共施設再配置・維持保全計画についての①機能移転と複合化についての御質問にお答え申し上げます。

町では、限られた財源の中で効率的に公共施設の維持・更新を進めるための基本方針等を定めた上里町公共施設等総合管理計画を踏まえ、令和2年3月に既存の公共施設における今後10年間の計画等を明らかにした上里町公共施設再配置・維持保全計画を策定いたしました。

この計画を基に、令和4年4月には長幡児童館放課後児童クラブが長幡小学校へ移転を予定しており、そのための準備を現在進めておるところでございます。この移転後、令和5年度から令和6年度にかけ、長幡児童館に長幡公民館の機能を含む複合施設の設計、改修工事を行い、令和7年4月には機能移転し、新たな複合施設としてスタートいたします。

長幡児童館の複合化までの間、住民の方や公民館利用団体の皆様方には、施設の老朽化や雨漏り等により十分な公民館活動ができず、御不便をおかけすることもあるかと思いますが、御理解をいただきながら、町の計画に基づき、施設複合化に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

具体的な施設の管理については、教育長より答弁させていただきます。

次に、②老人福祉センターの温浴施設についての御質問にお答え申し上げます。

老人福祉センターかみさと荘の温浴施設は、一家に1つのお風呂がなかった時代に、無料の入浴施設を提供し、かつコミュニティーの場としての役割を担うものとして整備されたと認識しております。

その後、家庭のお風呂や趣向を凝らした民間温浴施設が整備され、多くの方にとって公営温浴施設は、生活上不可欠な設備ではなくなったのではないかと考えるところであります。

また、温浴施設を安全で衛生的に管理運営するためには恒常的な経費が必要となり、費用対効果の面において、財政負担は避けられないところでございます。

以上のことから、公共施設再配置・維持保全計画において、保健センター、老人福祉センターかみさと荘、町民福祉センターの3施設の機能統合された複合化施設には、温浴施設機能については維持管理上のコスト等が大きいため、含めないものとしたことについて変わりはないところでございます。

町では、昭和50年の開所から、上里町の高齢者福祉施設の中核的役割を担う場所として、かみさと荘を運営してまいりましたが、今後は個人の選択による社会資源の活用を支援するなど、

時代の変化を捉えた高齢者支援策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、③概算事業費と事業の進捗状況についてお答え申し上げます。

概算事業費につきましては、議員の御質問にもありましたとおり、個別施設計画の概算事業費の算出から、年間で約5億1,000万円となっております。

そして、事業の進捗状況についてでございますが、個別施設計画の事業計画により令和2年度の計画改修にある施設、上里町総合文化センター、図書館・郷土資料館、出土文化財管理センター及び長幡小学校の改修については、現在、計画どおり進んでおるところでございます。

今後、限られた財源の中で、より効率的に公共施設の維持更新を進めるため、この個別施設計画により計画的に改修等を進めてまいりたいと思います。

次の質問2、町内小中学校の少人数学級については、教育長より答弁させていただきます。

続きまして、3、虐待についての①児童虐待についてお答え申し上げます。

最初に、上里町の児童虐待に関する現状ですが、令和2年度の熊谷児童相談所による虐待受付件数ですが、身体的虐待10件、ネグレクト4件、心理的虐待35件、合計49件の通告がありました。これらの案件については、町では要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所、警察、学校をはじめとした関係機関と連携し、重大事案に発展しないよう個別ケース検討会議、見守り活動等を開催し、解決に向け努力してまいりました。

また、植原議員お話のとおり、平成28年、29年の児童福祉法の改正により、児童虐待の発防止、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援などの定義が明確化されました。市町村の関わる内容としては、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置、要保護児童対策地域協議会の機能強化などが定義づけられておるところでございます。

この改正に伴い、町でも児童虐待防止策の一環として、令和元年度に子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援と総合的な育児相談に対応するとともに、児童虐待防止と虐待を未然に防ぐよう声かけ、啓発活動に努めてまいりました。

さらに、今年度は子ども家庭総合支援拠点の設置に向け、準備しております。この事業は、子ども家庭支援全般に係る業務、要保護児童及び要支援児童等への支援、関係機関との連絡調整を図り、町内の子どもとその家庭及び妊産婦等の福祉に関する支援、各種相談、児童虐待防止等を行うための拠点を整備・運営するものでございます。

これら2つの拠点事業、要保護児童対策地域協議会を中心に、子どもたちが安全で健やかに家庭・学校・地域社会で過ごせるよう、関係機関と連携し、町内の児童虐待の防止に努めてまいりたいと思っております。

なお、小中学校における児童虐待の現状と対策につきましては、教育長より答弁させます。

次に、②高齢者虐待についての御質問にお答え申し上げます。

高齢者虐待防止法では、65歳以上の高齢者をお世話している家族等である養護者による虐待と、養介護施設従事者等による虐待を高齢者虐待と定義しております。

上里町の高齢者虐待の現状であります。養護者による高齢者虐待の通報は、疑いを含めて、過去5年間で45件あり、うち明らかに虐待と判断した件数は25件でした。虐待の内容は、身体的虐待が12件、心理的虐待が10件、経済的虐待5件、介護・世話の放棄・放任が5件となっております。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報は、疑いを含めて、過去5年間で3件あり、うち明らかに虐待ありと判断したのは1件でありました。虐待の内容は、心理的虐待となっております。

虐待の要因は、通報内容から見ますと、虐待を受けている高齢者は認知症の方が多く、その場合、養護者においては高齢者への適切な対応が分からないために介護ストレスを抱え、また、従事者においては虐待に対する知識・教育不足によることがうかがえます。

町では虐待防止のため、虐待を発見した場合には通報をいただくよう周知に努め、養護者である家族介護者からの相談を土日、平日、時間外も受け付ける体制を整えております。

虐待通報を受理した場合は、上里町高齢者虐待対応マニュアルに沿って事実確認を行い、虐待の有無を判断し、必要に応じて高齢者の安全確保を図ります。あわせて、養護者に対しては、虐待をしてしまうほど介護が大変な状況であると捉え、介護負担の軽減を図るよう支援いたします。また、施設従事者に対しては、養介護施設を通じ適切なケアが行えるよう指導してまいります。

現在、新型コロナウイルスの影響で高齢者が外出を控え、自宅で長い時間を過ごすことなどにより、養護者のストレスの増加が予測されます。町といたしましては、引き続き通報・相談窓口の周知をホームページや広報紙等で行い、養護者独りで悩みを抱え、介護疲れ、ストレスがたまらないよう、心身の状態や生活状況を伺いながら、関係機関と連携して対応していきたいと考えております。

養介護施設においては、介護保険法の改正により、令和3年4月から虐待防止措置が義務づけられましたので、例年実施しております養介護施設従事者向けの研修を継続し、施設内研修の実施等の指導、助言を図ってまいります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） それでは、植原育雄議員の質問に対しまして、順次お答えを申し上げます。

最初に、1、公共施設再配置・維持保全計画についての①機能移転と複合化についてお答え申し上げます。

長幡公民館の防水シートが剥がれてしまい、特に3階のフロアで雨漏りが発生しているため、利用者の皆様に対して不便な思いをおかけしていることについては、大変申し訳なく感じております。

早めに移転できないのかとの御質問ですが、計画では今年度に長幡小学校の改修工事を行い、来年、令和4年度より長幡児童館放課後児童クラブが長幡小学校にて開設され、令和5、6年度で長幡児童館の改修及び複合化工事を行い、長幡公民館が長幡児童館に機能移転する予定となっております。

長幡公民館の機能移転・複合化を早めることは、町の定めた計画全体に影響を及ぼすことが予想されるため、地域の皆様には御不便をおかけいたしますが、現時点では計画に従って機能移転・複合化を行うため準備を進めていく考えでおりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2、町内小中学校の少人数学級についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①小学校の少人数学級の現状と問題点についてでございます。

公立小学校の学級編制を35人に引き下げる、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律、これが令和3年4月1日に施行になりました。それにより、公立小学校の1クラスの人数については、令和7年度までに現在の40人から35人以下に引き下げることとなります。

令和3年度に小学2年生から着手し、令和7年度までの5年間で順次6年生まで実施いたします。小学1年生では、以前から35人学級でしたが、埼玉県では平成17年度から小学校2年生も35人学級としております。

町内小学校の1学級の人数の現状としましては、通常学級は全部で52学級あります。そのうち、20人以下の学級は2学級、2つです。21人から25人の学級は13学級、26人から30人の学級は20学級、30人から35人の学級は15学級、そして36人以上の学級は2学級、2つでございます。

36人以上の2学級については、算数の授業を2クラスに分けた少人数授業をしたり、特別な支援を要する児童に、これは町の職員ですが、児童支援員や介助員が支援することできめ細かな指導を行っております。

クラスを分割して少人数指導を行うためには、加配の教員が必要となります。上里町でも現在、加配の教員によって少人数指導を行っております。この加配の教員につきましては、町か

らの要望に対し県で決定されますが、もしも加配定数の削減が行われることがあれば、上里町にも影響が及ぶ可能性がございます。

上里町における今後の年度別入学児童数の見込みは、緩やかに減少しております。クラスの人数を35人以下に引き下げることになっても、現在より学級数が大幅に増えることはなく、教室の数が不足することはないと見込んでおります。

議員お話のとおり、現行制度では学級数に基づき教員の数を決めております。今後、どのように制度が変わっていくかは、国や県の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、②中学校の少人数学級の見通しについてでございます。

議員お話のとおり、中学校はこの法律の対象にはなっておりません。埼玉県では、県独自に中学校1年生においては38人学級としております。小学校では35人学級となりますが、中学校においてはどのように変わっていくか、今のところ未定でございます。

町内中学校の1学級の人数の現状としましては、通常学級は全部で23学級あり、30人から35人の学級は8学級、36人以上の学級は15学級でございます。町内中学校においては、多くの学級が36人以上となっており、数学の授業ではクラスを半分に分けた少人数指導、英語の授業では2人の教員で指導するチームティーチングを行って、丁寧に指導しております。

町内中学校においては、1学級の人数が多くなっております。小学校のように、40人から35人以下に引き下げられることが望まれます。これにつきましても、今後も国や県の動向を注視してまいりたいと思っております。

次に、3、虐待についての①児童虐待についてでございます。

児童虐待防止法第6条では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、市町村や児童相談所等へ通告することが義務づけられております。

小中学校の現状としましては、児童虐待の疑いのある児童・生徒が発見された場合、該当児童・生徒から聞き取りを行い、管理職から教育委員会に報告を行っております。その報告を受け、教育委員会は、子育て共生課や町民福祉課と連携して対応しております。

報告後の対応につきましては、該当児童・生徒の出席状況、登校時や在学中の様子、不自然な外傷がないか等、熊谷児童相談所や本庄警察署など関係機関への定期的な情報提供を行います。また、関係機関とのケース会議を設け、対応策についても協議しております。

また、児童虐待防止法第5条では、学校の教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることから、「児童虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定されております。

今後の対策につきましては、日常的な健康観察や児童・生徒との会話、担任による個別面談、定期的な健康診断等により、児童・生徒の心身の状況把握を行う中で早期発見に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 議席番号8番の植原育雄でございます。何点か再質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、集会施設の再配置方針について再質問でございます。

集会施設の再配置方針として、中央公民館・コミュニティセンター、賀美・長幡・七本木公民館のことについては、他の事業の補助金を受けた施設との併設館になっていると思います。施設や設備の老朽化が著しいということで、建物は解体するということになっております。

ちなみに、私がちょっと調べてもらったことを申し上げたいと思いますが、賀美公民館は農村地域定住促進事業として農水省から補助金を受けて、昭和56年度に建物が建築をされております。長幡公民館は、農村地域定住促進事業として農水省から補助金を受けて、昭和49年度に建物が建築をされております。七本木公民館は、工業再配置促進事業として経済産業省から補助金を受けて、昭和49年度に建物が建築をされております。それと、上里東公民館と神保原公民館、玄関に地域交流センターという表示がされておりますので、それに関する補助金を国から受けて建物が建築されているものと思います。

今回、賀美公民館、長幡公民館、七本木公民館の3館についてお伺いしたいと思いますが、国の補助金を受けて建設されているということでありまして、解体した場合、受けていた補助金の取扱いはどうなるのか、お伺いしたいと思います。町長にお伺いたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の再質問にお答え申し上げます。

公共施設ということで、先ほど賀美公民館から長幡、七本木ということですが、今後、この解体した場合については、その後については精査してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 次に、老人福祉センターの温浴施設についての再質問であります。

町長は、かみさと荘が建てられたときには、個人の家にお風呂がなくて、それを補うといった形もあったかと思うけれども、町にお風呂のある老人福祉センターかみさと荘を建設したというようなお答えであったと思います。

ただ、今現在は各家庭にもお風呂が立派なものがあると思いますので、その利用価値は確か

に低くなってきているとは思いますが、高齢者の方、この温浴施設、お風呂には非常に楽しみにしている老人の方が数多くいると思います。単に温浴施設機能について、維持管理上のリスクが大きいため、再配置方針として当該施設は含めないものとしますというだけではなくて、何か対応策を考えてほしいと思っております。

児玉郡市の広域市町村圏組合湯かっこにも、ちょっと何か問題があったそうですが、湯かっこの営業再開ということで、6月2日から営業を再開するということでもあります。例えば、温浴施設湯かっこを例に取りますと、利用できるような対応、本庄・児玉郡の住民の方が利用できるように、1週間のうち何曜日はこの市町、火曜日はどこの市町とか、そういうふうを決めて、そこが利用できないかどうか。

もちろん、広域市町村圏でバスを配置して、そこで送り迎えしてもらっても結構ですし、あるいは各市町村いろいろと、上里にもこむぎっち号がありますから、そういうのが利用できないかどうか。町長は、児玉郡市広域市町村圏組合の副管理者であると思っておりますので、質問したいと思うんですが。

あとは、温浴施設、例えば湯かっこなどの利用者に対して補助金を交付したらどうかという、そういう質問でありますけれども、町長に質問したいと思えます。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の老人福祉センターかみさと荘の温浴施設についての再質問ということでございます。

植原議員から、湯かっこについての送迎バス等について考えたらどうかということかと思えます。

御存じのように、かみさと荘については平成26年ですか、レジオネラ菌が発生して、この維持管理等を含めて休止に至ったということでございます。先ほどもちょっとお話しありましたように、つい最近、5月28日ですか、湯かっこの中でも同じようなレジオネラ菌が検出されたということで、一時休止に追い込まれたという状況でございます。

実態がですね、これはまだ最近のちょっと情報はつかんでいないんですが、平成16年度が利用者は469人おりました。それからだんだん減ってきて、平成22年度が179人です。かみさと荘から湯かっこへの利用者の数でございます。年々減ってきているという状況で、ここ最近の数字についてはまだちょっと把握しておりませんが、先ほども答弁でも申し上げましたように、近隣のところにも民間の温浴施設があります。そういったこともありますし、町内にもスポーツジムに通っている方も伺っております。

そういった中で、送迎バス等について設置であるかどうかというのは、ちょっとまだニーズ

がそこまであるかどうかというのをきちんと把握した上でしなければいけないかなと思っております。実態把握をまず進めて、その後のニーズを含めていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 最後に、児童虐待について再質問させていただきます。

これは、児童相談所の関係が大きいんですけども、市町村についても児童相談所が一時保護、あるいは里親とか施設委託などを決める際に、子どもの声が児童相談所にきちんと届く仕組みが私は必要じゃないかなと思っています。

虐待なんかで傷ついて、大人に不信感を持つ子どもの声をどう聞くか。それから、障害がある子どもたちの意思をどう酌み取るか。子どもが一人で意見をまとめて大人に伝えることは非常に難しいと思います。

ここで、代弁者という形ですね。子どもの声を児童相談所とか市町村に伝えるような、そういう代弁者が必要と私は思っておるんですけども、町長、教育長はどういうお考えか、質問したいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の児童虐待についてでございます。

この児童虐待について、私は子育て支援日本一ということを目指しているわけでございます。児童虐待はあってはならないという感じで、何とか問題といたしますか、子どもたちの気持ちに寄り添うようなことができないかということで、これは児童虐待ということは教育の現場でございますので、そういった点からも、先ほどもありましたように、場合によっては児童相談所とか警察とか学校といった関係機関が情報を持ち寄って、重大事案が発生しないよう、検討を深めていく必要はあるかなと思っております。

また、児童相談所の、私自身も、ほかの自治体の案件でも、やっぱりふだんから児童相談所と町との連携ですか、緊密な連携、そういったものをふだんから積み上げていく必要があるかなと思っております。事案が発生してからじゃなくて、ふだんからそういったことを、情報を共有できるような環境づくりをやっていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 学校現場の対応について御説明させていただきたいと思います。

学校に通ってくる学齢期の子どもたちについては、多少自分のことを話ができますので、聞き取り等情報収集も割とスムーズにできるのではないかなと思っております。

まず、最初の答弁でも申し上げましたように、学校では朝、担任の先生方が子どもたちの朝の会をやるところで、ふだんの様子と違うな、表情だとかいろんなところで観察をしております、ちょっとふだんと違うような状況等ありましたら、直ちに管理職に情報を上げたり、あるいは校内では生徒指導委員会、そういう委員会があつて対応する。それから、教育相談の部会もございます。

また、そういう中で、養護教諭もカウンセリング等についてはかなりたけておりますので養護教諭、それから相談員、さらにはスクールカウンセラー、それから県で採用しておりますスクールソーシャルワーカーとか、そのような方々からいろんな情報を得ながら、また、指導を受けながら、未然に防げるように、起こる前に未然に防げるように対応しております。場合によっては、保護者の方と一緒に相談に乗ってあげたり、特に虐待に関わる保護者の方も、自分で子育てに悩んでいて、やむを得なくということもあるかと思っておりますので、そういう意味で保護者の相談にも乗る、そのような形で体制を整えておるところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 植原議員の先ほどの質問に対して、ちょっと追加で答弁させていただきます。

先ほど、子どもたちといいますか、特に幼児を抱えている環境の中で、保育所とか幼稚園が町としてあるわけですが、その関係者といいますか、保育者、先生に当たる方たちがいるわけですが、そういう中で子どもの代弁者、育成する立場でその声が届くように、町としても連携して図っていききたいということで、現状そういう形で進めているわけですが、より一層強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員。

〔8番 植原育雄君発言〕

○8番（植原育雄君） 以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（猪岡 壽君） 8番植原育雄議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時40分からいたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それでは、通告に従い質問をいたします。

今回の質問は大きく分けて3問で、1つとして、コロナ禍における社会活動について。2番目として、少子化対策について。それと最後に、SDGsについてです。順次質問を行いますので、答弁をお願いいたします。

まず、コロナ禍における社会活動について。

①終息が見えない中での今後の社会活動はということで質問いたします。

日本では、新型コロナウイルス感染者発生から1年と数か月が過ぎました。今もなお全国的に感染拡大が続いていて、感染者数、死者も増え続けています。

最近、ようやく日本にもワクチンが輸入され、医療従事者を筆頭に接種が始まりました。しかし、現段階で接種希望者の2%にも達していません。約50日後には東京オリンピック・パラリンピックの開催も予定されているところであります。

このような状況下で、本町においても多くの事業が計画され、今年3月には今年度の予算編成もされました。こうした中で、昨年度はことごとく中止を余儀なくされた事業、今年度もスタートし2か月が過ぎました。年度当初4月には、春まつりが多くの町民の参加により開催される予定でしたが、昨年度と同様、残念な結果になってしまいました。

ここで、私が言いたいのは、まずこのお祭り等は屋外で計画されている事業でございます。簡単に中止ではなく、規模を縮小するなり、いつもより時間を短縮したり、マスクの着用等感染予防の徹底など、皆さんで知恵を絞って実施すべきではなかったのか。仮にプロ野球とか大相撲も当初は無観客で開催していましたが、徐々に観客数を制限し、感染対策をして開催しています。

先ほども述べたように、3年度は始まったばかりです。これから先も町の事業、地域の事業も数多く計画されているわけです。これから予定されている事業等について、みんなで知恵を絞り、また考え、実施する方向にかじを切る考えがあるのか、町長に伺います。

②疲弊している町民の心のケア、身体的ケアについて質問をいたします。

町民は、コロナはいつ終息するのか、感染予防をいつまでしなくてはならないのか、ワクチンはいつ接種できるのか、1年以上このような心配事を抱えて生活をしているわけです。町は、

このように疲弊している町民の心のケアをどのようにサポートするのか、伺います。

また、身体的にも、外出や活動、例えば各地区館で計画されている多くの事業、また、各地域で実施していたこむぎっちちょっくら体操など、昨年3月以降、自粛を余儀なくされています。定期的な運動、体を動かすことが健康面において大変重要だし、特に高齢者に対しては何かの施策が必要と思いますが、これから先、これらのことについて町長はどのように考えているか、伺います。

③児童・生徒のこれからの学校生活、行事について、教育長に伺います。

教育現場においても、コロナ禍での授業は、児童・生徒にとってもいろいろな規制を強いられています。また、教師も今まで以上の配慮が不可欠と思われます。例えば、体育のプール授業も、昨年度はプールの使用が規制され、恐らく今年度も使用禁止の措置を取ることになるでしょう。教室においても、児童・生徒の間隔、換気、マスクの着用など、感染予防しての授業はいつまで続くのか。児童・生徒または先生方のケアについてどう対応しているのか、また、今後新たな施策を考えているのか、伺います。

学校行事について、昨年度は運動会、体育祭等、内容を工夫、縮小して実施したように思います。また、小学校の修学旅行は日帰りに変更して実施、中学生の修学旅行においては中止を余儀なくされました。児童・生徒にとって、学校行事の最大の思い出づくりができていません。今年度も昨年度と同じようになるのではないかと危惧しています。今後の予定について、教育長の答弁をお願いします。

④ワクチン接種後の生活様式はについて質問いたします。

日本でも本町においても、やっとワクチン接種が始まりました。多くの国民が今か今かと望んでいたワクチン接種です。そんなワクチン接種ですが、日本では接種を希望する人たちの2%にも達していません。今なお世界中でワクチンの分捕り合戦が起きています。

本町においても、恐らく接種希望者全員をカバーするには、来年にずれ込むおそれがあると思います。接種希望者全員に接種が完了しても、以前のような、いわゆる新型コロナウイルス感染症が発症前の生活様式に戻ることはできない。マスクの着用、3密を避ける、手指の消毒等、励行しなければならないと思います。

現にワクチンを接種した人が感染したとのニュースを聞きました。医学的に、ワクチン接種後、抗体ができるまでどれくらいの時間を要するのか、また、抗体ができて効果がある期間、効いている期間ですね、というのは実証されていません。

そこで、本町において、ワクチン接種後、町民に対して、どのような生活を、どれくらいの期間お願いしていくのか、答弁をお願いいたします。

また、防災行政無線を活用し、定期的に喚起・啓発する考えがあるのか、伺います。

2番、少子化対策について。

①町長の選挙公約でもある子育て日本一をめざし、町独自の施策について。

先月5月5日はこどもの日、子どもの数が40年連続減少、全国で1,493万人、最低を更新とありました。また、外国人を含む14歳以下の子どもの数、いわゆる年少人口は前年より19万人少ない1,493万人、総人口に占める割合は11.9%、47年連続で低下、まさしく逆ピラミッドの様相を呈しています。少子化が進む現状を裏づけるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う妊娠・出産控えも影響と報じてありました。

3歳ごとの年齢層別では、低年齢ほど少なく、12歳から14歳が324万人に対し0歳から2歳は265万人と、明らかに出生数が減少していることが分かります。

さらに、2020年の出生数は、過去、統計を取り始めて最低でありました。埼玉県内においても、年少人口は史上最低で89万390人で、前年比1万586人減。では、本町においてはどうかというと、町の総人口は平成30年度は3万1,017人、令和元年度は3万902人、令和2年度3万769人。同じく過去3年間の年少人口の推移は、平成30年度3,836人、令和元年度は3,716人、令和2年度3,606人。過去3年の出生数は平成30年度176人、令和元年度172人、令和2年度169人と、それぞれ減少傾向にあります。

このように、少子化が進むことによって、日本経済、上里町の経済にとって大変憂慮すべきことであります。

最近のアンケートにありました、要するに女性は39歳以下の回答者になっていますが、これによると、「子どもを複数持ちたい」というアンケート結果もあります。しかし、経済的理由等により断念せざるを得ない夫婦も少なくありません。養育費、教育費に係る費用が大きな要因であることも事実です。

このように、少子化が進む中で、町はどのような施策を実施しているのか、また、町独自の考えがあるのか、お答えください。

国は、不妊治療助成金、いわゆる特定不妊治療費助成制度というのがあります。対象は特定不妊治療以外では妊娠が困難な夫婦、制度を利用するには、自治体から指定を受けた医療機関で治療を受けなければなりません。また、申請、問合せは最寄りの保健所になり、医療機関は上里町から一番近い医療機関では熊谷市にある熊谷総合病院になります。

2021年、今年ですね、1月、この制度が拡充されました。助成額が1回15万円から30万円に、回数は通算で6回までが1子ごと6回まで、所得制限は夫婦の所得が730万円以下を撤廃することになりました。

そこで、町には不妊治療費助成事業補助金という制度があり、3年度予算に350万円が計上されました。この予算は、国の制度が拡充されたことを反映しての予算ではないと思います。

詳細を調べてみると、10万円を35人という計算になり、2021年1月以前のままの対応と思われます。該当する方に対して、どのようなアナウンスをしたのか、また、するのかを伺います。

不育症検査費助成事業費補助金30万円もあります。これはどのくらいの妊婦を対象にした予算なのか、また、過去の実績を伺います。

2番、年少人口の減少に対する町の施策について。

山下町長が就任して、3年が過ぎました。昨年度は神川町、今年度は美里町において、学校給食費無償化が実施されました。

以前、このことについて質問したときの答弁は、「本町はセンター方式だからできない」と答弁をいただきました。そのときは、それ以上の再質問は控えました。しかし、昨年度において本町は、コロナ禍において、児童・生徒の給食費無償化を特例として、半年間に限り実施しました。これは、保護者にとっても、また、我々にとっても大変歓迎する施策と思います。このようなことを今後前向きに考えているのか、再度伺います。

年少人口は、言い換えれば、合計特殊出生率とほぼ同じ考えで、先ほど述べたように出生数の減少傾向にあります。この問題は、本町のみでなく、多くの自治体が抱えている悩みの種と推測されるところであります。

こうした中で、町は、あの手この手を駆使して取り組んでいるのか、また、特効薬的な施策を考えているのか、町長の答弁をお願いします。

3、SDG sについて、1、本町の取組、考え方について。

SDG sとは、持続可能な開発目標を意味するサステイナブル・デベロップメント・ゴールズの略でございます。2015年9月に国連サミットで決まった17の目標で、2030年を達成期限とし、地球上の誰一人して取り残されないことを誓っています。

最近、特にテレビ等メディアで、サステイナブルとかサステイナビリティとかという言葉をよく耳にいたします。

サミットで採択されて、既に5年余りが経過しています。本町においても、令和2年3月に発行された第2期上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、「SDG sを踏まえた取組の推進」とあります。このことについて、以前、同僚議員が質問したと記憶しておりますが、質問の内容、それに対する答弁の記憶がありません。

先ほど述べたように、「SDG sを踏まえた取組の推進」、途中割愛しますが、締めくくりとして、「本総合戦略を策定し、SDG sの達成に貢献していきます。」とあります。例えば、SDG sの1番目に、「貧困をなくそう」というタイトルで「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。」、これについて町はどのような取組をしているのか、伺います。

以下、16の項目があるわけですが、どのようなスタイルで実施していくのか、伺います。

2、2030年を目標達成年限とあるが、まず町はいつから取り組んできたのか、また、今まで取り組んできた内容について、進捗、達成率を聞かせてください。

17の目標が掲げられています。今年は2021年、30年までにはあと9年しかありません。今、世界中で、また日本でも、新型コロナウイルス感染症の感染予防、ワクチン接種等の業務で、多くの稼働職員が割かれています。いつコロナ禍が収束するか、先の見えない中、このボリュームのある17の目標を達成できると思うか、伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員の質問にお答え申し上げます。

まず、1、コロナ禍における社会活動についての①終息が見えない中での今後の社会活動はのお尋ねでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、昨年度においては数多くの事業、イベント等の中止・延期の決定を余儀なくされました。

上里町においては、2回の緊急事態宣言の解除後においても、また、まん延防止等重点措置等に基づく対象区域となっておりますが、5月16日からは、隣接している高崎市など群馬県でも対象区域となり、町民の皆様の安心・安全を第一に考えますと、中止や延期も検討せざるを得ない状況が続いております。

なお、春まつりについては、「オータムフェス」とともに、産業・観光を推進する事業として令和3年度より「このはなフェス」に集約して、秋に実施したいと考えております。屋外でのイベントは、入場制限等も難しく、不特定多数の参加者が見込まれるため、実施方法が難しいこともありますが、工夫を凝らして、町民の皆様が喜んでいただける事業を実施していきたいと考えております。

今後は、ワクチン接種が進むとともに状況も変わってくると思われませんが、先行きはまだ不透明であります。しかし、「新しい生活様式」が定着しつつある今、全てのイベントや事業を中止するのではなく、コロナ禍においても十分な安全策を考え、前向きに積極的に取り組むことが大切であると考えております。

令和3年度におきましても、数多くの事業、イベントを予定しております。楽しみにしている町民の皆様も多いかと思えます。職員と共に知恵を絞り、他の自治体などの好事例を参考に工夫をして、町民の皆様が安心して参加できる事業、イベントを開催できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、②疲弊している町民の心のケア、身体的ケアについて、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大やその影響で、これまでの日常とは違った生活を送っている方や、以前とは違う生活リズムになったり、今までできていたことが制限されてしまうなど、様々なストレスと共に生活されている方も多いかと思えます。

町では、生活支援のための各種制度の案内をはじめ、健康に対する不安や悩みなど、新型コロナウイルスに起因する相談に対応する専用ダイヤルを昨年5月より開設し、相談や情報提供を行っております。

また、議員ご指摘のように、高齢者においては、コロナ禍により活動の自粛が余儀なくされ、心と体への影響が生じているものと感じているところでございます。

町では、運動機能を維持し、地域住民の交流を図るため実施している「こむぎっち ちょっくら健康体操」も、28地区中6地区の実施となっており、活動自粛が続いております。

こうした中、身体的ケアとして、自宅でも体を動かし、健康を維持していただくために、「こむぎっち ちょっくら健康体操」の参加者に、自宅でもできる運動等をまとめた介護予防のチラシを配布したり、町のホームページで「お家でできる介護予防」の動画配信をしております。

また、今年の4月から毎月1年間、運動の大切さをお伝えするため、広報紙に「自宅でできるフレイル予防」の掲載を始めております。

また、心のケアに関して、体操の参加者より「独り暮らしなので、こむぎっちちょっくら健康体操に参加できず、気持ちがめいってしまう」という声が聞かれました。この御意見を受け、4月に地区を代表する体操のサポーターの方々へ、人が集まらずにコミュニケーションやつながりを持つことの大切さを伝え、密にならずに人とつながるアイデアを提案し、各地区で取組を検討していただくようお願いしたところでございます。あわせて、体操に参加していない方に対しても心のケアが行えるよう、方法を検討しているところであります。

今後も引き続き、コロナ禍においても高齢者の心と体の健康が維持されるよう支援するとともに、他市町村の取組なども考察しながら、施策について検討していきたいと考えております。

なお、次の③児童・生徒のこれからの学校行事については、教育長より答弁させます。

続いて、④ワクチン接種後の生活様式はについてお答えいたします。

一般的にワクチン接種は、感染の予防や重症化予防を目的として行われるものになります。

全国で高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種がスタートしたわけですが、これは集団免疫を獲得し、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制することを目的として行われています。

しかし、ワクチン接種では根本的な解決とはなりませんので、今まで同様に、マスクの着用など「新しい生活様式」は継続していただき、不要不急の外出は控えていただきたいと思います。

す。

広報かみさと6月号のコラムにも書かせていただきましたとおり、まん延防止等重点措置区域は、埼玉県南部だけでなく、上里町に隣接します群馬県の各市町も指定されている状況ですので、警戒感を高めながらも、冷静な対応をするべき状況となっています。

また、報道を見ていますと、ウイルスの変異株は未知な部分が多く、ワクチンの有効性につきましても様々な情報があります。変異株は、高齢者層だけでなく、若年層も重症化のリスクがあるといった情報もあるようですので、「ワクチン接種をしたから大丈夫」と言える状況ではないと考えております。

町としましても、広報、ホームページ、フェイスブック等を通じて、マスクの着用など一人一人の基本的感染対策のお知らせをしていきます。また、町主催の会議や事業の開催通知も活用し、そうした内容を付記いたしますとともに、私も町長として様々な場面で挨拶をさせていただくことがありますので、そうした際も活用させていただきまして、住民の皆様にご理解いただくよう啓発していきたいと思っております。

また、今後とも、防災行政無線による啓発も必要かと考えておりますので、定期的な放送を行ってまいりたいと考えております。

また、このような生活が強いられる期間につきましては、正確にいつまでと申し上げられませんが、基本的には季節性インフルエンザと同様のワクチン接種や治療薬ができて、感染症が重症化することなく治療できるようになれば、自由な生活を取り戻せるのではないかと考えております。

次に、少子化対策についての①町長の選挙公約である子育て日本一をめざし、町独自の施策について及び②年少人口の減少に対する町の施策については関連がありますので、一括で御質問にお答え申し上げます。

私は、町長就任以来「子育て支援、日本一の町」を目標に掲げ、子育て世代をはじめあらゆる世代の方々からも「選ばれるまち・住み続けたいまち」にこの上里がなるよう、各種施策に取り組んでまいりました。

今日の社会情勢を見ますと、全国の自治体で少子化対策は最重要課題と位置づけられ、各自自治体でも地域性、独自性を生かした様々な施策を実施していると思われまいます。私も町長に就任し、多くの子育て支援策を実施してきました。小中学校の教育環境の整備、児童館を活用した幼児教育、子育て支援ルームの実施、そして子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたる期間に切れ目なく支援を行い、育児・子育てに不安を抱える保護者に寄り添う体制を整備してまいりました。

子育て世代の経済的な負担軽減策としては、18歳までの子ども医療費の無償化、3歳から5

歳児までの幼児教育・保育の無償化事業、町基準で第3子以降の子どもの保育料、副食費の補助等の実施を行ってまいりました。

県の不妊治療助成事業では、特定不妊治療や男性不妊治療の助成を行っています。

町では、特定不妊治療や男性不妊治療に加え、一般不妊治療に対する助成を行っております。町の過去3年間の実績は、不妊治療費助成金事業の支給人数は、平成30年度は38人、令和元年度も38人、令和2年度は17人でした。早期不妊検査費の支給人数は、平成30年度は15人、令和元年度は11人、令和2年度は10人でした。不育症検査費は、平成元年度から開始し、令和元年度、令和2年度とも1名でした。

令和3年度予算を作成した時点では、国の制度の拡充は決定されていませんでした。このため、過去3年間の実績を基に令和3年度予算を計上しております。早期不妊検査費、不育症検査費事業補助金につきましては、支給人数を15人として予算計上しております。

国の制度変更に伴い、県の不妊治療助成事業の助成上限額の変更や所得要件の撤廃等が行われました。県内の指定医療機関に対して、県より制度変更について通知したと聞いております。

町では、県の不妊治療助成事業とは異なり、所得制限は設けていません。町では、ホームページや広報で、不妊治療等の助成事業の周知を行っています。ホームページでは、町の制度の説明とともに、県のホームページとリンクするようにし、最新の県の情報を確認できるようにいたしました。

また、不妊治療を受けた病院で御案内していただき、手続をされる方も多く見られるようでございます。

不妊治療等の助成事業に対する御意見は聴いておりませんが、助成要件に関する確認のお問合せはあります。期間や検査・治療内容等、要件が複数ありますので、必要な場合には関係書類を直接確認した上で、申請手続を御案内しております。このため、よくある質問について、ホームページにも掲載しております。

続きまして、給食費無償化につきまして答弁させていただきます。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、子育て世帯応援事業として学校給食費臨時補助事業を実施させていただき、議員お話のとおり、町内小中学校全児童・生徒の10月から3月の給食費6か月分を、町で全額補助いたしました。子育て世帯の方から、感謝の言葉をいただいたこともございます。

今後、給食費の無償化を考えていくのかという御質問でございますが、令和2年度は財源として臨時交付金を活用することができました。しかしながら、本格的に無償化に踏み切った場合、毎年、財源を確保する必要があります。昨今の町の財政状況を勘案いたしますと、非常に厳しいのではないかと考えております。

また、本庄上里学校給食組合の枠組みの関係もございまして、県内の先進自治体の首長の御意見等を参考にしながら熟慮を重ねた結果、給食費の本格的な完全無償化につきましては見送らせていただきたいと思いますと考えております。

最後に、今年度の町の独自事業といたしまして、従来のおむつ購入費助成金補助から、領収書を必要としない出産祝金支給事業、埼玉県産の木材を使用した多機能椅子と木製食器セットを贈呈する出産祝品事業を実施します。

また、新生児聴覚検査に対する助成と、体調や育児等に不安のある産婦や乳児に対し、助産師が自宅を訪問しケアを行う産後ケアも実施しております。

さらに、長幡小学校改修工事に伴い、長幡児童館放課後児童クラブを長幡小学校に移転する準備を行ってまいります。また、長幡児童館には、公設の地域子育て支援拠点の整備も進めており、本館機能のある七本木・神保原児童館では、新たな試みとして中・高生の学習支援の一環として学習ルームを開設いたしました。これまでの放課後児童クラブを中心とした児童館にとどまらず、子育て世代が気軽に利用できる地域に密着した新たなイメージの児童館体制を目指してまいります。

これらの子育て支援策に加え、若者が地域で働く場を得るため、引き続き産業の育成、優良企業の誘致、所得の向上、将来の生活の安定と安心を確保できる環境整備に努めてまいります。

町長就任以来、「選ばれる町・住み続けたい町」「子育て支援日本一」の町づくりの実現に向けて努力を続けているところでございます。町を取り巻く状況は、刻一刻と変化しております。公約につきましては、常に優先度を考慮しながら取組を進めておりますが、必要に応じて見直すこともあると思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、3、SDGsについてにつきましては、①本町の取り組み（考え方）について、②2030年を目標達成年限とあるがは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で包摂的な社会の実現を目指す世界共通の国際目標であり、2030年为目标年とされております。

持続可能な世界を実現するための17のゴールなどで構成されており、世界の全ての人たちが課題解決に向け、主体的に取り組むことが求められております。このため、本町として取り組むためには、町民の皆様はじめ世界中の一人一人の行動が重要となりますので、町全体としてSDGsの重要性を理解する必要があります。

本町では、令和2年3月に策定しました第2期上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、具体的施策に関連するSDGsのゴールを明記いたしました。また、総合戦略策定以前に実施してきた事業につきましても、総合戦略同様、各事業を実施することにより、関連するゴール達成に貢献していると認識しております。

なお、令和3年度内に策定予定の第5次上里町総合振興計画後期基本計画においても、総合戦略と同様、施策とSDGsのゴールを関連づけ、計画策定に向けて進めていく所存でございます。

今後につきましては、コロナ禍の中、厳しい状況が続くことが予想されますが、総合振興計画や総合戦略に示されている各種事業を実施し、まちづくりを推進していくことでSDGsの達成に貢献できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 齊藤議員のご質問にお答え申し上げます。

1、コロナ禍における社会活動についてのお尋ねのうち、③児童・生徒のこれからの学校行事についてでございます。

まず、水泳の授業につきましては、今年度は学校医さんによる健康診断が6月までには終了しますので、密集・密接の場面を避け、入水人数を少なくし、実施する予定でございます。既にほぼ全ての学校でプール掃除は完了している状態でございます。

3クラスで入水していたところを2クラスで入水したり、水中やプールサイドでも2メートルの距離が保てるようにしたりして、安全に気をつけながら実施する予定です。

日々、コロナ感染防止を施しながらの生活で、児童・生徒も精神的な負担はかなりのものがあると思われまます。学校では、児童・生徒の心のケアについては、担任が毎日注意深く健康チェックを行い、小さな変化にも早めの対応を心がけております。

教育相談主任や養護教諭などが連携して、相談しやすい体制を整え、状況によりさわやか相談員やスクールカウンセラーなどによる、また、本人だけでなく、場合によっては保護者も対象とした相談活動を展開しております。

教職員につきましては、スクールサポートスタッフを昨年9月から各学校に1名ずつ配置を行い、教職員の負担軽減につながっております。また、職員の心のケアを含めた健康管理には、教職員がお互いに気を配り、声をかけ合い、早期対応ができるよう管理職にお願いしております。

学校行事は、子どもたちの心身の成長、社会性の涵養を図る上で、とても大事な教育活動の一つです。さらには、児童・生徒の思い出づくりにも必要不可欠なものでございます。感染防止を施しながら、形を変えてでも行っていきたいと考えております。子どもの教育に携わっている教員は、誰しも同じ思いだと思います。

小学校の運動会、中学校の体育祭につきましては、それぞれの学校で種目を変更したり、人数を制限したり、あるいは学年ごとに分ける等、工夫して実施する予定でございます。

小学校の修学旅行などの校外学習につきましては、現地との情報交換を十分に行い、感染状況を見ながら、見学地の変更等も視野に入れ、感染防止対策を十分に行い、実施する予定でございます。

中学校の修学旅行につきましては、目的地、日程等の見直しを行い、実施の方向で準備しております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） それでは、何点か再質問させていただきます。

まず、コロナ禍における社会活動のところで、先ほど町長の答弁ありましたけれども、昨年度の行事についてはほとんど中止・延期ということでありました。

私は、この中で言っている屋外での行事ですね。例えば、町民体育祭とか、それからふれあいまつり等、以前は実施しているときは、朝から午後3時頃までのほぼ一日かけて実施していたように記憶しております。この辺を、屋外ということもあって、時間を短縮して、プログラムを少なくしてするというふうな工夫ですね、その辺は、やはり皆さんで知恵を出し合って、何らかの形で実施して行ってほしいなというふうに思うわけです。

屋内の行事においては、どうしてもこれは、こういった、特に役場庁舎においては換気とか、窓も開けられないような建物になっておりますので、ほかの体育館、それから多目的ホール等あるわけですが、そういうところでのことも、なかなか密になるということを想定されるわけですが、そういうことを勘案しながら、以前の行事が少しずつできるように工夫していただきたいというふうに思うわけです。

先ほども言ったように、プロ野球とか大相撲なんかも、当初は無観客で実施していましたよね。それが、要するにそういったことを徐々に、知恵を絞って皆さんで、観客数を制限したり、そういうことを工夫しながら、最近ではテレビ等のニュースで見ると、映画館とか、ああいう密になりそうなところも解除というか、そういう方向に進んでいるというふうなニュースも聞いております。

繰り返しになりますが、屋外だったら、多くの国民というか、人は、そういうふうな、今もう1年半ですか、過ぎているわけですから、そういった感染予防については、小学生の児童から、皆さんが手洗いとかマスクの励行、着用ですね、こういうことを心がけているわけですから、その辺を、マスクしながら体育祭というののもいかなものなのかなと思いますけれ

ども、例えばプロ野球なんかでも、ちょっと見てみますと、選手等は外して競技しているというふうな形になっています。あれも1試合、大体2時間くらいかかるわけですね。だから、そういった時間、何というのかな、今シーズンは延長戦がないよと。だから、引き分けの試合が随分、新聞等で見ると、ドローの試合結果が反映されています。

そういうふうなことで、これも1つの工夫ですよ、延長戦はないよと。そういうことをやってですね。町民体育祭でも、種目でも密になるようなものは避けるとか、そういうふうな工夫もして、何らかの形で徐々にですね。一遍に全部やってというんじゃないで、皆さんで知恵を出してやっていく方向はあるかどうか。

先ほどの町長の答弁だと、近隣市町、群馬県が特にまん延等云々でしていった市町があるわけですが、その辺をもう少し考慮していただきたいなと思いますけれども、再度このことについて答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問にお答え申し上げます。

議員御指摘のように、私もここ1年以上、どこの家庭も、皆さん本当に心のケアとか身体的ケアについては危惧しているところであります。何とかこの危機を乗り越えるために、ワクチン接種をということで、町としても何とか順調にいくように努力してまいりましたが、今後、若い64歳以下の方もできるだけ早くワクチン接種をして、来年にかからない、何とか年内ぐらいでワクチン接種を終わらせたいと思っております。

体育祭の実施についても、昨年、区長会のほうにアンケートを取りまして、いろいろな御意見が出ました。先ほど齊藤議員がおっしゃっているような短縮型で午前中だけとか、幾つかのパターンがあるようでございます。時期的には秋になるわけなので、それまでに、新しい区長体制が4月以降できましたので、今のところ、やる方向で、いろいろ工夫を凝らしてやろうかということで、区長さんからも御意見が出ているようでありますので、決まり次第、御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） では、教育長にちょっと、順番で再質問させていただきます。

確かに、先生方というのも初めて、児童・生徒もそうなんですけれども、何というのか、先生方もこういった境遇というか、立場に置かれると、かなりストレスというんじゃないんですけれども、あの手この手を使って、考えて児童・生徒に接していると思うんですよ。そうす

ると、結局、コロナ以前には使わなかった知恵とか頭で、常にコロナとの闘いというか、児童・生徒に対する感染予防に関して、かなりダメージを受けているんじゃないかなと思うんですよね。そういったところに対して、先生方に対する教育委員会では、先生方のサポートというか、子どものサポートは、先ほど言ったスクールサポートスタッフを配置しているので多少はいいのかなと思うんですけれども、先生方の心のサポートというか、そういうものに対して教育委員会のほうはどのようなことを考えているのか、また、どういうふうなことを実施しているのか、伺います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 齊藤議員の質問にお答えいたします。

学校のほうでは、本当に全てに安全が優先するということで、子どもたちの健康管理、これを最優先に考えておりまして、昨年から、学校現場では、同居の家族の方には陽性患者さん出ましたが、児童・生徒には患者が出ていないということで、本当に教員の不断の努力には頭が下がる思いでございます。

特に、主立って何々ということではありませんが、先生方においても、本当に大変精神的にも疲れている先生、そういう先生方に見逃すことなく細かい気遣いをしながら、情報を上げていただいて、また、校長先生や教頭先生にフォローしていただくというようなことで対応しております。

町のほうからも、スクールサポートスタッフ、9月から採用させていただいて、教員の負担の軽減について応援していただいて、本当に有り難く思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 次に、ワクチン接種した後、多くの人は我先にと、先日の全協のときでも同僚議員のほうから意見というか、説明がありましたけれども、電話は通じない、それからネットでの予約もなかなか取れないというふうな状況が続いておりました。それで、担当課の話によると、期日までには全員、希望者はワクチン接種は受けられるんですよという説明を、私は頭の隅に残っています。

だから、人間性というか、国民性というか、何というんですかね。そういった、当然こういう何というのかな、電話、ネットでなんていうこと、何日から始まります、予約始まりますよという、これは一斉にですね、もう飽和状態になっちゃうんですよね、電話でも何でも。説明があったように、上里分は、要するに10回線分、10人のスタッフが対応すると、1人が大体

十二、三分から15分ぐらいかかるわけですよ。そうすると、10人がどっと電話がつながっちゃうと、その15分ぐらいの間隔は誰がかけたって通じないわけですよ、話し中になっちゃうんだから。

ネットはネットでもいろんな不具合が出たり、問題があって、こういったシステムの下での予約というのがなかなか難しい。それはそれでいいんですけども、7月、説明によると、上里町では8月中には65歳以上が、完全に希望者に対しては接種は終わる予定ですよという説明があります。

だから、私、個人的にはそんな慌ててはいませんが、その後ですね。先ほどもちょっとあったんですけども、ワクチン接種したからといって、先日の新聞報道による、5月27日、アメリカでワクチン接種後、1万人がまた感染しているんですよ。規模がアメリカは日本の3倍ぐらいですか、人口は3億何千万人いるからね。でも、結局、ワクチン接種したからって、必ずしも元の生活には戻れない。先ほどからも言っているとおり、3密とかマスク、手洗いの励行とか、これはもう常に今後励行していかなきゃいけないというふうに私は考えます。

そうした中で、先ほどの町長の答弁で、やっぱりこういうことを、要するに今後——その前に、上里町が感染者が多くなった時期に、町長自らマイクを持ってアナウンスしてくれました。こういうことを、ワクチン接種したからって安全じゃないんですよということを、いろんな方法でアナウンスして、定期的にやっていかないと、これは先ほど言ったように、ワクチン接種しても感染者出ちゃうんですから、そういうふうな体制づくりをちゃんと確立していってほしいなというふうに思うわけです。

それで、手段としては、いろいろ広報だとか防災行政無線とかあるわけですけども、そういうものについて、本当に人間って何というんですか、ワクチン接種したからもう大丈夫なんだよといって、コロナ以前の生活に戻れると思っている人も少なくないと思うんですね。その辺が一番重要なことというふうに思います。

ですから、その辺で、今後の対応の方針として、そういうふうなことを計画的に実施していただきたいと思いますと思うんですけども、その辺についてももう一度答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤崇議員のワクチン接種後の町民の姿勢といたしますか、在り方についての御指摘、ありがとうございます。

まだ、本当にこれ、ワクチンを打った後の効果、先ほど齊藤議員もおっしゃっていましたように、アメリカの例をお話しされておりましたが、マスコミ報道ではいろんな事例が出ていると伺っています。まずは、ワクチン接種を受けて、町民全員が。当初は16歳までという話があ

りましたが、最近は下がって12歳まで、ワクチン接種は国のほうも考えていただいていることで、ワクチンについてはほとんど全員が受けられるような、希望する方ですね、希望する方が全員接種できるような環境が整ってきたなということでもあります。

接種後の「新しい生活様式」についても、やっぱり気を緩めることなく、今までどおりの生活を少しまだ持続していただければ有り難いと思っております。そういう点についても、広報かみさとなりホームページ、それから防災無線も今、齊藤議員から御指摘のように、いろんな広報活動に使うということで今、担当者も調整しておりますので、そういった意味からも、議員御指摘のとおり、気を緩めることなく、「新しい生活様式」も引き続き継続して、本当に安心できる環境が整うまでは、皆さんが気を緩めることなくやっただけければ有り難いと思っております。

ただ、私も先ほど申しましたように、この期間における心のケア、身体的ケアというものは大変重要だと思っております、町のほうとしても、町民の安心をいつときでも早く取り戻せるよう役場一丸となって取り組んでおりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） このところの最初の質問で、医学的にワクチン接種後、抗体ができるまでどのくらいの時間を要するか、また、抗体ができて効果のある期間、例えば季節性インフルエンザなんていうと、接種して約3か月ぐらいですか効果は、効いている期間というのは。

コロナのワクチン接種後、打ったからってすぐ効果が出るとは、私なんかは素人であれなんですけれども、分かりませんが、医学的にですね。ワクチンを打てば、先ほど言ったように、アメリカの事例ちょっと出しましたけれども、感染しても軽症で済む。私も昔、インフルエンザワクチンを打って、インフルエンザに感染しました。そのときの医師の説明が、ワクチン接種しているから軽症で済んだということを言われて、ええっと思ったんですけれども、じゃ何のために、ワクチン接種しなければもっと重症化、下手すれば死んじゃうのかなというふうなことで、素人判断でそういうことを思ったんですけれども。

今、いずれにしても、接種後、抗体ができるまで、普通の生活じゃないですけれども、要するにある程度安心して買物とか外出ができるようになるにはどのくらいの時間が必要なのか。ワクチンを打った、接種後の効いている期間、季節性だと先ほど言ったように3か月ぐらいですけれども、これはどのくらいの期間、またある程度時間たったらワクチン接種しなければならぬのか、その辺について、ちょっと専門的なことになっちゃうんですけれども、答弁お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員のワクチンの抗体の、ワクチンの効果ですね、そういった質問であります。私もその辺は関心あって、いろいろマスコミとか、いろんな例を注目してはいるんですが、具体的にはなかなか情報として入ってこないもので、ファイザー社のホームページと申しますか、そこによりますと、ファイザー社のワクチンを2回目接種した後、1週間後に最大の効果が出てくるということ、英語の文章ですが、出ております。齊藤議員、もしあれでしたら後で。

そういうこと以外は、残念ながら私のほうにはそういう情報、その効果について、具体的な事例は報告されていないので、今言ったのが一番1つの、ファイザー社のホームページによりますと、2回接種した後、1週間後に最大の効果が現れるということのようです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） もう一つの質問に、町長答えてもらっていないんですけれども、季節性インフルエンザだと3か月ぐらいなんですね。ところが、これはまだ実証されていないと思うので、分からないというか、データがなければいけないんじゃないんですけれども、どのくらいの期間有効期間というか、効いているのかなというのが疑問、多くの町民も関心を持つところじゃないかなと思うんですよね。それは後にしてもらっても結構ですが。

次に、少子化対策について、先ほど一度目の質問で、いろいろ答弁をしていただきました。

やはり、先ほどちょっと数字並べたところがあるんですけれども、過去3か年の年少人口の推移、それから出生数の推移、ともにこれ減少傾向が。町長、一生懸命子育て日本一を掲げて、目指して取り組んでいることは、先ほどの答弁の中に反映されていると思います。

しかしながら、データの的にこうやって見ると、どうしても年々減少傾向にあります。じゃ、何が原因しているのかということになるんですけれども、全体的に総人口、高齢者から生産年齢人口だとか、みんな減ってはきているんですけれども、どうしても、失礼しました。全体的には、高齢者とか要するに増えちゃって、逆ピラミッドになっているんですけれども、これはやはり、町長が言っているようなこととちょっと真逆というんじゃないけれども、減少しちゃっているよというのが出てきちゃっていますよね。

この辺について、やはりアンケート、先ほど述べましたけれども、これは、女性が出産可能というか、ちょっと変な言い方ですけども、39歳以下の方にアンケートを取ったところ、複数の、上里町でも今、出生率が1.、ちょっとデータ持っていないんですけれども、県平均より

も低いのは当然だと思うんですね。

そういうことを考えたときに、やっぱり先ほど言ったように、経済的な理由が一番大きいのかなというふうに思うんですね。要するに、子どもを育てるには、お金がないとなかなか育てられないと。

先ほどもいろんな町の施策について説明がありましたけれども、もっと踏み込んだ何なのか、施策が必要なのかなと思うんです。結局、先ほど言ったように、18歳までの医療費無償化というのは上里町だけじゃなくて、近隣市町ほとんどやっているわけですから、そうじゃなくて、やはりオリジナルな町独自の、こういうのを要するに打ち立てて、子育てしやすい町というふうなことを、私は常々思っているわけですよ。だけれども、ほとんどは近隣市町と同等の事業じゃないかなと。

あともう一つは、不妊治療のことをちょっと取り上げてみましたけれども、要するに令和3年度予算が350万円なんですよ。これ、先ほど数字を出してくれましたけれども、平成30年度は38人、令和元年度が38人、令和2年度は17人というふうなことでありました。こういった制度が変わったことによって、当然お金が要なら補正組めばいいわけですけども。このことについても、令和2年度は平成30年度、令和元年度に比べて半分以下になっているということ、こういうふうな数字をどういうふうに捉えているのか、それについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 齊藤議員の再質問で、不妊治療等についての補助事業と申しますか、助成金事業の考え方でございます。

先ほど申しましたように、平成30年度は38人、令和元年度も38人、令和2年度は17人でございました。私は、この17人というのは、やっぱりコロナの影響があるのかなということで、今、マスコミとかの影響の報道を見ますと、そういったこともあると思います。

私としまして、町としましては、コロナができるだけ早く終息した段階だと、平成30年度、令和元年度ぐらいの形になるのではないかと期待しております。先ほどの答弁では、予算計上を15人としておりますが、コロナが終息しつつある段階になれば、前の不妊治療等の助成事業に匹敵するような人数が増えてくるのではないかと理解しております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（猪岡 壽君） 7番齊藤崇議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は13時30分からといたします。

午前11時53分休憩

午後 1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 議席番号3番の高橋です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問を行います。

私の今回の質問は、質問1、文部科学省が小学校の教科書が改訂される2024年度からデジタル教科書の本格的導入を目指していることについて。質問2、埼玉・神奈川・千葉の3県が「まん延防止」対象地域を拡大したことについて。以上、2点について質問いたします。

最初に、①学習の理解や定着度について、お聞きしたいと思います。

文部科学省は2019年度末、全小・中学生に端末を配備する構想を打ち出したことは、既に御承知のことだと思います。私も9月の定例議会において質問をさせていただきました。

その中で、タブレット端末配備では、2023年までに配備するとしてきました。しかし、そのときと状況は大きく変わり、コロナ禍で2022年中に前倒しをされました。それだけでなく、菅首相がデジタル化を掲げ、デジタル庁を立ち上げたことも大きな要素となり、一気に積極活用へと傾きました。

しかしながら、子どもの将来に関わる教育分野で、紙かデジタルかの二者択一は問題ではないかと思えます。それは、紙とデジタルの特殊性を生かすことが大切ではないか。将来的には、動画や音声も使えるようになると思えますが、紙を基本に、デジタル化は学習効果を高める補完的な役割として、相乗効果を図るべきではないかと思えますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

子どもの理解や定着度は、教育の根幹に関わります。急速にデジタル化を進めた結果、学力が低下する事態を招けば、取り返しはつきません。そもそも何のために教科書をデジタル化するのか、明確になってはいないのではないかと。

私たちの時代は、読み書きそろばんで育ち、本を読み、文章を書き、物を考えるという力を養うという教育の中で育ってきました。そうしたことの基本がおろそかになりはしないか、十分な議論が不可欠であると思えますが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

5月13日付の新聞報道では、埼玉県内の小中学校でオンライン授業やタブレット端末使用などICTを活用した学習は、小学校が中学校より進んでいることが分かりました。3回目の調査では、ICT活用した授業を行っている教員の割合を尋ねたところ、小学校は全ての教員と8割程度の教員との回答が合わせて83.5%に上りました。中学校は52%にとどまっています。原因として、中学校は教科ごとに担当職員が替わるため、ICT活用しづらいと考えている教員がいると、割合が下がっています。

教員間でICT活用の能力にも差があることから、県は具体的指導方法に関する研修を実施するとしていますが、教育長はどこまでフォローできたのか、お聞きしたいと思います。

②教員のICT指導力について、教育長にお聞きします。

教員の研修は、導入に備えて研修経過が示されていましたが、上里町の教員研修はどこまで進んだのか、お聞きします。

GIGAスクール構想では、誰一人取り残さない指導を掲げています。文部科学省は来年度、22億円を投じて、全国で大規模な実証事業を行う計画です。2019年度の普及率は、小・中校の7.9%にとどまっており、これまで無縁だった教員は不安を抱えていると報道しています。

あるベテラン教員は、低学年で、紙の教科書より端末の画面が小さく、わざわざ拡大していたら授業に集中できないとしています。このような意見が出ること自体、教員研修を十分に行わないと混乱を招くと懸念をしていることでもあります。

先ほども申し上げましたが、ICT活用は小・中で差があり、この間の教員の研修スケジュールをどこまでこなしてきたのか。授業を受ける子どもも不安がありますが、教員の不安を解消していかないと、子どもにも影響が出てきます。さらには、教員の知識度に差が出るのが一番問題になります。教員の不安を解消するには十分な研修が必要であると思います。

そこで、文部科学省は、デジタル教科書の使用時間を各教科の年間授業コマ数の2分の1未満とする基準を撤廃する案が、有識者会議で了承されました。

現行基準については、「緩和すべき」「分からない」の意見が二分されています。望ましい授業については、紙とデジタルのよさを生かした授業の展開、紙かデジタルの二択でなく、併用も選択肢の一つなどの意見もあります。

いずれにしても、現場の教員がどのように受け止め、どのような授業を行うのか、先生の受け止め方が問われています。考えにばらつきがあると、全ての子どもの授業に影響してきます。教育長はこのような状況を踏まえ、教員にどのような指導を行っていくのか、お聞きしたいと思います。

3、学校内外の通信環境について。

東京大学の研究チームは、紙の手帳とタブレット端末、スマートフォンにイベントの日程を

書き込む実験を行いました。記憶の定着には紙が優位だとする研究結果を発表していますが、これは紙の教科書、ノートを使った学習の効果を示すものだとしています。記憶や深い理解には紙のほうが優れている研究結果は、国内外でも相次ぎ発表されています。

教育長は、昨年9月の一般質問の中で、1人1台の端末は令和時代のスタンダードで、多様な子どもを誰一人取り残すことなく、主体的で深い学びを進める中で、一人一人に公正に個別最適化された資質・能力を確立し、育成していきます。こう答弁しました。

しかし、デジタル化は学習効果を高める補完的役割として、相乗効果を図るべきと思いますが、子どもは小学校に入学、まず規則正しい学校生活に慣れること。次に、教科書やノートの使い方を覚えた上で、読み、書き、計算などの基本的学習に取り組みます。低学年では、基礎・基本の学力、学びの姿勢を身につけます。

私の孫は、今年1年生に入学しました。国語の宿題を、私の家で読んでもらいましたが、私たちが小学校に入学したときとは教科書は大きく変わり、子どもが読むことに親しみやすい内容でありました。学校では、基本的ICTスキルが身につけていないと、授業での効果活用は難しいのではないかと。一から教えてもらわないと端末は使いこなせないし、習熟度に差があることは、年齢によって大きく変わっています。

私たち議会も端末を導入しましたが、年齢も高くなり、習得には時間がかかり、勉強不足と端末をこなせないジレンマが正直あります。教科書は家に持ち帰り、宿題もできます。上里町は現在、タブレット端末の持ち帰りを認めているか。

寄居町では、既にもう入学の1年生のときに、端末の持ち帰りを認めています。今後、教科書が全て端末になったら、どう対処していくのか、お聞きしたいと思います。

次に、④業務の効率化とデジタル教科書について。業務の効率化やサービスの利便性が求められる行政やビジネス分野は、デジタルでよいというふうに思います。しかし、デジタル教科書を使うにはIDとパスワードを入力するから、小学生がアルファベットを学ぶのは、私の感じでは5年生からではないかというふうに思います。

低学年のICT機器の活用にはハードルがあります。デジタルになると、小学生は特に書くことが減少し、文章を書くことの大切さが理解されなくなるのも心配です。

調査では、デジタルが向いている教科や単元があるかどうかについては、52%の人が「はい」と答えています。算数・数学、理科が目立っています。「分からない」が46%、「いいえ」は2%でありました。回答にはばらつきがあり、3年くらいかけて効果をじっくり検証すべきと思います。教育長はどのように考えているのか、お聞きします。

子どもの学びについては、紙を基本として、デジタルは補助教材として活用するのが望ましいのではないかと。教育長は、デジタル教科書導入と業務の効率関係をどのように照らし合わせ、

どのように組み合わせていくのか、検討課題であります。国や県の指導もあると思います。上里町としての見解をまとめているのか、教育長にお聞きします。

5、使い方と効果の検証を慎重に行うべきことについて。

文部科学省の有識者会議は、新年度に1年かけて全国的な検証を行い、2024年度本格導入を目指すよう求めています。実証に必要と考えている期間のアンケートでは、「3年」が37%、「2年」が21%、「1年」が16%、「分からない」と答えた人が21%、「5年」といった人が4%でありました。

実証事業で検証すべき効果・影響については、「学習の理解や影響について」93%、「教員の指導力」が66%、「学校内外の通信環境について」は59%、「視力低下などの健康面について」は63%となっています。

この結果を見ますと、2年から3年の実証が必要ではないかと思えます。

先ほど、文部科学省は、1年にはこだわらないと言っています。そうであるなら、なぜ慌てずに、ゆっくり、じっくり検証していくことが大切だと思います。教育長は、このような実態を見て、どのように考え、今後の指導に生かしていくのか、お聞きします。

次に、⑥視力低下など健康面について、お伺いします。

学習用端末が進む中、子どもの視力低下の悪影響が懸念されています。文部科学省は、眼科や学校現場の代表者と意見交換をしました。その中で、専門家からは、連続して近くを見るのはよくないなどの意見が相次ぎました。

文部科学省の2019年の実態調査では、視力が1.0未満の割合は、小・中学生とも過去最悪でありました。文部科学省の分析では、端末の時間が増えた影響ではないかというふうに見ています。生徒がスマホなど端末の利用時間を自ら管理できるように促す動きもあります。

私は、デジタル教科書が本格導入されれば、一日中端末を見ることになり、また、学習以外の動画なども閲覧でき、長時間、目を酷使し、睡眠や運動、人との会話など、子どもにとっては大切な時間が失われることになりかねない。教育長は、視力や健康面についてどう指導していくのか、難しい問題ではありますが、教育長の見解をお願いしたいと思います。

次に、質問2、まん延防止等重点措置についてお聞きします。

4月28日、県発表によりますと、新型コロナウイルスの感染が拡大している神奈川、埼玉、千葉の3県は、4月28日からまん延防止等重点措置の対象地域をそれぞれ拡大しています。いずれも飲食店に対し、営業時間を午後8時までに短縮をした上で、酒類の提供は終日自粛するよう要請しています。

埼玉県は、これまで2つの市に13の市と町を加え、対象地域を15に拡大をしました。期間は、最初は5月31日までとしましたがけれども、後に6月20日までというふうに延長しております。

隣接する東京都に足並みをそろえる対応となっております。

各県とも、県内全域で大型商業施設などに対しての店内での混雑が生じないように、入場制限などを強化するよう要請しています。しかし、短期間での感染防止策はどこまで浸透したか。6月4日、今日ですね、の現在では大きな成果は現れていません。緊急事態宣言も6月20日まで延長を決定いたしました。

しかし、これとは逆に、上里町の感染者数も138例、今日現在ですね、138人に達していました。上里町も予断を許さない状況になってきています。

菅総理大臣は、三度目の宣言発令を陳謝しましたが、政府は緊急事態を発令するために、対策の見直しを重ね、国民生活は不透明なトンネルに入っているのではないかと。

大野知事は会議で、3県は東京都に準じるコースをたどっているとし、感染を止めることが大切だと述べました。これは、足並みをそろえ、第4波を食い止める狙いがありました。しかし、結果はどうだったのでしょうか。6月1日現在の感染者数は、国や県の見通しとは異なり、大幅に減少しないまま、県内感染者数はこの時点では4万1,556人となっています。

上里町は、こうした感染拡大を受け、町民に感染防止をどう呼びかけてきたのか、町長にお聞きしたいと思います。

138例目の感染者は、人口に比較すると非常に高いのではないかと。さいたま市7,165人と比較して、低いとは思いません。町長は、このような結果を見て、どのような見解を持っているのか、お聞きしたいと思います。

感染拡大を防止するため、一刻も早いワクチン接種が急がれています。6月8日に予約受付が開始されますが、前回の予約受付では高齢者の目線に立っていないとの指摘もありました。問題点の突き合わせを行い、トラブルのない予約受付をお願いしたいと思います。

細かい点につきましては、同僚議員がいろいろ質問いたしますので、その答弁を行い、町民の期待に応えていただきたいというふうに思います。

次に、②飲食店に酒類禁止がもたらす影響について。

3県は、重点措置の効果について、ゴールデンウイーク前に実現できるよう要望していました。5月19日現在、東京、大阪、北海道などを中心に感染拡大が最大規模になってきています。

埼玉県も6月2日現在、67人の感染が確認されました。6月3日になると再び3桁になりました。私は、4月29日、5月16日のある大型商業施設のお客の出入りを調査してきました。小学生同士の来店や家族連れが多く見受けられ、テイクアウト実施店では、時間帯もありますが、行列ができていました。

そこで、町長にお聞きします。関係の市に飲食店に酒類の自粛がされている大型店と比較し、上里町の規模の小さい飲食店にどのような影響があるか把握し、こうした現状をどう考えてい

るのか、町長にお聞きしたいと思います。

昨年4月の緊急事態発令から、上里町の飲食店は営業時間の短縮や休業など、様々な要請に従ってきました。さいたま市、川口市などの飲食店に酒類提供がかけられているため、さらに経営が悪化するおそれがあります。この間、飲食店や商工業者に経営破綻が続出する危険性は高まるばかりでした。こういう人たちをどのようにして町として支援していくのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

現在、町の飲食店がどのような状態なのかと申し上げれば、上里町には大小様々な飲食店があります。とりわけ団体を中心に営業している店は、生命線とも言える団体での宴会ができなくなり、落胆の声が上がっていました。こうした状態が短期間で解決できるのか、全く不透明でありました。

感染拡大には歯止めがかからない現在、毎日、感染者の拡大が過去最大であり、このような状況がさらに悪化すれば、来店の前定が全く見込めない状態です。店は開けなければならず、仕込みもすれどもお客は来ない、毎日の具材は廃棄をしている状態が続いています。

私は、このような状態が続く某飲食店の経営者に話をすることができましたので、その内容を一部紹介したいと思います。

現在、店の状態をお聞きしますが、客数、団体予約、収益はコロナ禍でどう変わりましたか、差し支えなかったらお話してください。これについては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、この1年間、お客様は大幅に減少し、ひどいときはゼロのときもありました。団体予約は全くありません。子どもが大学に行っていますが、学校はテレワークになりましたが、下宿代にはそれは関係なく、支払いをしなければならぬし、授業を受けなくても授業料は支払っています。お客が来なくても電気は点灯し、店は開けなければならず、もちろんアルバイトの方にも辞めていただきました。ストレスもたまるばかりで、経営的には大ピンチです。この状態は私の店だけではないというふうに答えております。

じゃあ、町や県に、商工業者支援をしたんですかと聞いたところ、申請はしました。しかし、お客が全く来なければ、支援金も底をつき、アルバイトに支払う金も余裕はなく、残念であります。アルバイトの方にも辞めていただきました。こういうような状況でありました。

この辺のところにつきましても、町長のほうでどういう考えがあるのか、お願いします。

このままの状態が6月まで来てしまいましたが、4月26日からワクチンの接種受付が開始され、一定の成果が出ることを期待したい。

議会でも生活支援は考えなければなりません。収入回復のために、各店とも試行錯誤の状態です。テイクアウトをやっている店もあるようですが、店も改修しなければならない、そこまで余裕がないようです。こうした現状を聞いて、町長はどのように思っているのでしょうか、

お聞きしたいと思います。

私は、4月28日、NHKの「クローズアップ現代」を見ました。重症化で亡くなった家族の心境を見たとき、コロナは恐ろしい感染症と思いました。生きている私たちは、こうした家族のことを考え、感染防止の徹底が必要と思いました。

6月8日からワクチン接種の予約が開始され、上里町高齢者約9,000人の方々がいち早く接種を済ませ、精神的安心感を持ちたいために、一度に多くの電話が集中したことはその気持ちの現れではないかというふうに思います。多くの高齢者は、送付された文書がよくできない人たちから電話がありました。その都度、自宅まで行って、私は予約を済ませるよう支援してきました。幸い皆さん予約ができ、感謝の言葉をいただきました。

最後に、一刻も早い感染終息を願うものであります。

予約受付での反省点を整理し、速やかな受付ができるようお願いしたい。

最後に、昨年の上里町は独自支援策は一定の評価を町民から得ました。今後、さらなる支援策はあるのか、町長にお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問を終わりにします。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の質問にお答え申し上げます。

1、文科省が小学校の教科書が改訂される2024年度からデジタル教科書の本格的導入を目指している事については、教育長より答弁させます。

続きまして、2、神奈川・埼玉・千葉の3県が「まん延防止」対象地域を拡大した事について、①まん延防止重点措置についての御質問にお答え申し上げます。

新型コロナウイルスの勢いはとどまることを知らず、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の期限が延長され、地域も拡大しておるところでございます。

上里町においては、1月34件、2月34件と急増したものの、3月が17件、4月が5件、5月が10件、6月が先ほどの行政報告しました1件で、やや落ち着いている状況にあります。

NHKのまとめによる10万人当たりの感染者状況は、5月19日までの直近1週間のデータで、埼玉県は20.68人で、全国第21位の多さです。上里町は、10万人に換算すると6.5人で、県内においては比較的低い数字となっておりますが、隣接する群馬県南の市町村もまん延防止等重点措置地域に指定されております。

町では、ホームページでの情報発信や防災行政無線、防災メールによる呼びかけなど、感染予防の取組をお願いしてまいりましたが、これからも油断はできない状況にあると考えており

ますので、町民の皆様には引き続きマスク着用や3密回避を徹底していただき、感染予防に御協力をお願い申し上げます。

また、感染防止の一番の策としては、やはりワクチン接種だと考えております。手探りではありますが、役場も一丸となって、医療機関や関連団体の御協力をいただきながら、希望される方全員の接種に向けて努力を重ねておるところでございます。

なお、ワクチンの供給状況や予約の状況、接種済みの方の状況等につきましては、現時点では集計することができておりません。これは、医療機関へ直接申し込まれる方、他市町村の医療機関で接種される方など様々なケースがあり、それらの情報が届いて集約されるまでには、多少時間を要するところでございます。

接種予約は、6月8日に再開しますが、社会福祉協議会の主催により、予約の仕方が分からないなどの高齢者に対して、予約をサポートいたします。6月8日は80歳以上の方、同じく6月9日は75歳以上の方を対象に、町民ホールにおいて対面式で実施いたします。このことは、広報かみさと6月号やホームページにも掲載し、区長さんの御協力で地域の掲示板にも貼って周知いたしました。ただし、予約枠は一般の申込みと同じですので、必ず希望どおりに予約できるとは限りませんことをあらかじめご承知おきいただきたいと思います。と思っております。

早くワクチンを接種したいという、町民の切実な皆さんのお気持ちはよく分かりますが、全町民が接種できるよう、希望する町民がですね。国が十分な量を確保いたしますので、御安心いただき、今回予約できなくても、続いて予約を行ってまいりますので、御了解をいただきますようお願いいたします。

町では、家族に頼れない、電話ができない、予約会場にも来ることができないといった独り暮らし高齢者などについても、きめ細かい対応を現在検討しているところでございます。高齢者の希望者全員について、一人も残すことなく、遅くとも8月中旬にワクチン接種を終えることを目指しておりますので、全力で取り組んでまいります。

続きまして、②飲食店に酒類提供自粛がもたらす影響についての御質問にお答え申し上げます。

事業者に対する支援といたしましては、昨年度より様々な独自支援事業を実施しております。売上げが減少した事業者に対する応援給付金、借入れを行った事業者に対する利子及び信用保証料の補助事業、プレミアム付商品券事業につきましては、「おいしく食べて応援しよう」と題しまして、飲食店専用の商品券がセットされたものとなっております。さらには、飲食店が感染防止対策として行う消耗品の購入や店舗改修に対する支援として、新たな生活様式移行支援事業を実施いたしました。

このように、影響の大きいとされる飲食店を中心に、町内事業者に対する町独自の支援事業

を様々実施してまいりました。

埼玉県感染防止対策協力金といたしまして、時短要請等に応じた飲食店に対する支援事業が、上里町においても令和3年1月12日より継続的に実施されております。実施当初は、経営規模の大小にかかわらず、定額の支援額であったなど課題もありましたが、比較的規模の小さい飲食店の多い上里町においては、この協力金が大きな助けとなっているものと考えております。

今後の支援策についてもお尋ねがございましたが、これまでも住民生活と経済活動を守るため、町の独自支援事業を第1弾、第2弾と様々実施してきたわけですが、今後の支援事業につきましては、それらの実績も参考に、現在準備を進めているところでございます。準備が整い次第、速やかに提案させていただきたいと考えておりますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の1、文科省が小学校の教科書が改訂される2024年度からデジタル教科書の本格導入を目指している事についての御質問に、順次お答えを申し上げます。

まず、①学習の理解度や定着度についてでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴うGIGAスクール構想の前倒しにより、児童・生徒1人1台端末と通信ネットワークなどが整備され、オンライン学習等の実現に向けた準備が加速されております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、急速にデジタル化を進めた結果、学力が低下するのではないかと懸念する声も聞こえております。

令和2年12月定例議会での新井實議員の一般質問でも答弁させていただきましたが、教育委員会といたしましても、今までの教育のよさを継承しつつ、新たな事業改善に向け、紙の教科書とICT機器を併用し、児童・生徒の学力向上を目指してまいりたいと考えております。

文部科学省は、「学習者用デジタル教科書の活用は、それ自体が目的ではなく、『主体的・対話的で深い学び』の視点からの授業改善のための手段である。」と述べております。

どの単元のどのような場面で、どのように活用するか。その際に、紙の教科書や教材、あるいはデジタル教材や学習用コンピュータの機能等とどのように併用していくか、対話的な学習をどのように組み合わせるか、特別な配慮を必要とする児童・生徒にどのように対応するかなど、学習用デジタル教科書を効率的に活用する指導方法の開発が目指されるべきところでござ

います。

上里町でも、より一層 I C T 機器を有効活用することにより、児童・生徒の学習の理解を図り、学習の定着につながるように指導してまいりたいと考えております。

次に、②教員の I C T 指導力についての御質問についてでございます。

上里町では、以前からコンピュータ室でのパソコンのほかに、タブレットを活用した授業が行われております。令和 2 年度末に 1 人 1 台のタブレット端末が導入されたことにより、より一層 I C T 教育の環境が整いました。これにより、全ての教員がそれぞれの授業の中でタブレット端末を活用した授業を実践しながら、さらに授業力をスキルアップさせるものと考えております。

教育委員会では、G I G A スクール構想の実現に向け、令和 2 年度から情報教育推進委員会を立ち上げ、昨年度 8 回、各学校の担当者とともに、今後の I C T 教育推進のために必要な準備を行ってまいりました。引き続き、令和 3 年度も定期的に情報教育推進委員会を開催し、情報教育及び I C T を活用した事業の推進を図ってまいります。

また、令和 3 年 3 月には、各学校に配備された学習用パソコン端末を利用して、教育委員会と各学校の教員をオンラインでつなぎ、オンラインでの情報モラル研修を行ったところです。当日は、約 80 名の教員が同時にオンライン研修を受講いたしました。

今後は、さらに現場の教員が自信を持って I C T を活用できるように、定期的な研修会等を開催し、指導力の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、県教育委員会、県立総合教育センターでは、I C T 教育に関する数多くの研修会や指導力向上に向けたプログラム、教材等を用意しております。それらを活用することにより、日々の実践の中で自信を深めていくものと考えております。

次に、③学校内外の通信環境についての御質問についてでございます。

議員御承知のとおり、今の子どもたちが社会で活躍する 5 年後、10 年後、20 年後には人工知能、ビッグデータ、I o T 等の先端技術が高度化して、それらをあらゆる産業や社会生活に取り入れた Society 5.0 時代が到来し、社会の在り方そのものが、これまでとは非連続と言えるほど劇的に変わる状況が生じると言われております。

そのような時代にも、教育には不易と流行と言える、私たちが経験してきた教育の基礎・基本と I C T がもたらすデジタル化を融合させ、令和のスタンダードとして、児童・生徒の学習効果の向上に取り組んでまいります。

教職員には、デジタル教科書導入の意義を理解させ、子どもたちが目を輝かせるような授業が展開できるように指導してまいりたいと考えております。

次に、議員御指摘の学習用パソコン端末の持ち帰りについてでございます。

国や県は、新型コロナウイルス感染症拡大時の対応策としても、オンライン学習等の準備を進めております。新聞報道等にもありましたように、大阪市では学習用パソコン端末を持ち帰り、オンライン授業を実施したことは承知しております。

上里町としましては、感染症拡大等による臨時休業や夏休み等の長期休業の際に、学習用パソコン端末を家庭に持ち帰れるように準備を進めております。

町内小中学校では、学習用パソコン端末の使い方やルールづくり、また家庭へ持ち帰った場合の約束事について、あるいは家庭でのネット環境の調査、環境が整っていない家庭への対応等、課題解決に向け慎重に、そして丁寧に進めております。

次に、④業務の効率化とデジタル教科書についてでございます。

デジタル教科書やデジタル教材は、他のICT機器と接続し、動画や音声等を併せて使用することにより、学びの幅を広げたり、内容を深めたりすることが容易になります。デジタル教科書とデジタル教材を効果的に活用することにより、今まで教師が授業の準備にかかっていた教材作成の業務の効率化や、児童・生徒が授業内容を理解できたかの学習状況の把握等に係る業務の効率化につながる可能性があります。

また、デジタル教科書は、文字だけでなく、図やデータなど視覚的に分かるため、特別な配慮を必要とする児童・生徒の学習上の困難の低減に資するものと考えられます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、デジタル教科書になると、特に小学生が文字を書くことが減少するのではないかとの課題もあるもことも事実です。私もそうですが、明らかに文字は書くから打つに変わってきております。

現在、文部科学省では、平成30年12月に「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」、これを公表し、留意点等をまとめました。

これらのことを踏まえ、教育委員会といたしましても、このガイドラインに沿って、ICT活用についてじっくりと検証を行いながら、上里町が推進する「学び合い学習」にICTを効果的に活用し、授業改善をさらに進め、将来を担う上里町の子どもたちの育成に力を注いでまいりたいと考えております。

次に、⑤使い方と効果の検証を慎重に行うべきでございます。

デジタル教科書の導入や使い方については、効果の検証を慎重に行い、学習の理解度や定着度を丁寧に分析する必要があると考えています。

平成30年に行われたOECDの生徒の学習到達度調査、いわゆるPISAですが、この結果では、学習活動におけるデジタル機器の利用が他の諸外国と比較して低調であることも明らかになり、令和2年度から順次全面実施されている学習指導要領に、学習の基盤となる資質・能力として情報活用能力が位置づけられております。

上里町でも県の指定を受け、本年度、先行的に小学校2校で理科、中学校2校で英語のデジタル教科書を導入し、令和3年度以降にその検証を行います。

いずれにしましても、GIGAスクール構想は、日本の教育の中でも大きな転換期であり、ICT教育は待ったなしで進めていかなければならないと認識しております。これからの上里町の子どもたちの将来を見据え、社会を生き抜く力を身につけさせるように努力をまいります。

次に、⑥視力低下など健康面についてでございます。

1人1台端末の導入により、視力低下等健康面も心配されます。子どもたちの健康への配慮のため、令和3年度に文部科学省が作成した「端末利用に当たっての児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレット」、これを児童・生徒と保護者に配布し、指導してまいります。

このリーフレットでは、「タブレットを使うときは姿勢よくしよう」「30分に1回はタブレットから目をはなそう」「ねる前はタブレットを使わないようにしましょう」「自分の目を大切にしよう」「ルールを守って使おう」と呼びかけております。

デジタル機器を使う時間があまり長くなると、人と人との関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動などの時間も少なくなってしまうます。児童・生徒の健康を守るためにも、ルールを守って使うことが大切です。

児童・生徒は1人1台端末を使用し始めました。使用する際には、ルールについても丁寧に指導してまいります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） では、幾つか質問させていただきたいと思うんですけども、今日ですね、さっき指導室長にもちょっとお話をしたんですけども、読売新聞のほうで、自民党がこのデジタル問題について提言をしたというニュースがあって、こういう原稿をつくって読み上げているさなかに、自民党のほうは提言を出したというので、ちょっと何やっているのかなというふうに思うんですよ。

デジタルと紙のやつについては、無償化するということについては別に異論はないんですが、これについて中身どんなことを言っているかということ、紙の教科書とデジタルを併せて、いかに活用していくか考えていく必要があると、こういうふうに言っているんですよ。最初にこういう問題が出たときに、先ほど言ったように、2025年で全てデジタル化にするというふうに言っていたものが、今日で、これが決まるとは思わないですけども、大体与党で言っていることは通る。

そういうことでは、今まで、教育関係、我々もそういうところに注目してきた人間は、ちょっと何なのかなというふうに思っちゃうので、その辺のところ、教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の再質問にお答えいたします。

2024年にデジタル教科書を、あるいは紙の教科書とデジタル教科書を同時に併用するという事は、新聞報道等でも言われているということは私も理解しております。ただ、教育委員会としましては、新聞報道を受けて教育方針を立てるわけではなく、あくまでも文科省、そして県の教育委員会からの指示伝達の文書を受けて、それによって教育を行っております。

情報としてはそういう流れなんだというのは理解しておりますが、あくまでも先ほど答弁させていただきましたように、じっくりと丁寧に子どもたちに最善の教育ができるように準備をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 自民党というより文科省が言ってことというのは、最初これ、もう1年ぐらいでやってしまう、実証をやっていくような方向を出していたんですね。ところが、国のほうからいろいろ言われて、萩生田さんですか、この答弁で、1年にこだわらないなんて言い出したわけですよ。最初はそういうふうに、もう、すぐやるような方向を出してきた。だけれども、いろいろ研究者だとか専門家の人にしてみれば、1年やって、そんなもんで簡単にできるのかということなんですよ。

だから、今、教育長が言ったように、国とか県の指導って言っていますけれども、結局は上から下りてくるわけですよ。そうすれば、現場の自治体でもやらなくちゃならないような雰囲気になってしまう。そこを私が、先ほど心配して言ったので、その辺のところを教育長にもう一回ね、考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の質問にお答えします。

ちょうど5月28日の新聞切り抜きもありますが、大臣のインタビューということで、文科省の公的な決定事項ではなく、あくまでも大臣の考えだということで新聞のほうでは報道されているようでございます。

また、先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたが、あくまでもデジタル教科書に進んでもいいようにということで、上里も指定を受けまして、今年度、小学校2校で理科のデジタル教科書、そして中学校で英語のデジタル教科書、これは埼玉県多くの自治体でいろんな教科を割り当てられて、いろんな自治体でデジタル教科書の運用について今、果たしてそれが、全面実施ということですが、全面実施に向けていいのかどうかということも、併せて今、検証をしているところですので、その辺も御理解していただきながら、新聞報道も読んでいただけると有り難いなと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 大臣の発言というのはね、また非常に重みがあるんですよ。記者会見で言ったからそれはあくまで記者会見だというふうに済ませちゃうと、じゃあ、新聞なんか読まないほうがいいじゃない。だけれども、国民というのは、みんなああいう大新聞の新聞記事を読んでいるから、「あれ、これ何」っていう話になってくる。だから、さっき萩生田さんの話も、1年というふうには私はこだわっていませんなんて言い換えるわけですよ。だから、これは教育関係を混乱に招く発言だと私は思っているんですよ。

ですから、やっぱりこういう発言というのは、今、教育長が言ったように、控えめに答弁してもらって、控えめに答えてもらう、それが一番基本だと思うんですけども、こういう公の場所で言っちゃうと、もうあたかもこれがそうなるような雰囲気ということで私は指摘をしたんですけども、教育長、もう一回お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の御質問にお答えしたいと思います。

私どもも、新聞のこういう情報については注意深く動向を注視していることではございますが、あくまでも文科省から、そして県の教育委員会から正式な指示が出ないことには動きません。ただ、そういうような方向があるなど予測はしておきますので、大臣のこのインタビューの内容についてもよく読んで、こういうふうな形に動いてもいいようにということで対応を準備をしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そうすると、タブレット、デジタルで教科書を全部やっていくという方向じゃなくて、今、教育長が言っているように、紙とデジタルを併用していく、こういうふ

うなことで理解してよろしいんでしょうかね。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の質問にお答えします。

今現在は、そういうような形で、紙とデジタル教材と併用という形ですが、もう将来ですね、1年後、2年後じゃなくて、当然5年後、5年後はすぐだが、10年後とか20年後になってみると、それこそ先ほども申しましたように非連続的ということで、我々の今のこの社会とまるっきり変わった社会になっているかも分かりません。その辺は何とも私も予測はできないところですが、今の子どもたちが社会で活躍する、その時代に合った、そういう準備はやはりしておかなくてはいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 教育長も学校教育関係でいろいろ見ているんですけども、高校生も中学生、小学生も今、スマホ、これを見て、会話が少なくなっていると思いませんか。我々としゃべっていても、スマホを出しちゃって見ている。聞いているのか聞いていないのか分からない。こういうのが今の姿に、教育関係も変わってきちゃっているんですよ。ですから、学校の先生というのは、こんなのよく、授業のときだけ見ているんですけども、そうじゃなくて、私が言っているのは、ふだんの日常生活の中でもそういうことは少なくなっちゃう、そうすると人の話も聞いていない、そっちに夢中になっちゃう。そういうのはやっぱり、先ほど教育長が幾つか約束事って言っていましたよね。これ、やっぱり徹底してもらわないと、親というのは勝手なことばかり言うけれども、自分の子どもが外へ出たときに人との会話というのが少なくなるということ、一番これ強調してもらいたいんですよ。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の御質問にお答えします。

通信手段としましては、電話から携帯電話になって、電話を持ち歩けるようになって、それから今はメール、スマホ等で便利になりました。それによって、やっぱりそういうコミュニケーションの仕方、ツールも変わってきますので、その辺は十分に留意しながら、でも、なおかつ人の話はしっかり聞きなさい、正面を向いて人の目を見て、話す人の目を見て話を聞きなさい。そういうような指導は、それはですね、生き方というんですか、そういう社会の一つの道徳という、身だしなみというんでしょうか、そういうような形で、また、教科指導とは別のと

ころで指導していきたいと思います。

これも学校の教員だけに任せるんじゃなく、各家庭で、あるいは地域社会でそういうようなことを注意していただきながら、みんなで子どもたちを育てていっていただけたら有り難いなと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） それはそれで終わりにしたいと思うんですけども、1つ、単純なことで、ちょっとおかしいと思うんですけども、タブレットをやったときに、5年と6年の子どもと1年と2年生が同じというんじゃなくて、やっぱり1年、2年の段階、3年、4年の段階、5年、6年の段階という形で端末を使っていかないと、全部一緒くたということにならないんですけども、町のほうとしてその辺のところはどういうふうに考えているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の御質問にお答えします。

教科書が子どもたちの成長過程に合った内容で編さんされていると同じように、デジタル教科書も同じように編さんされております。また、学校での授業の中での取扱いについても、1年生には1年生なりの、2年生には2年生なりの、上級生には上級生なりの使い方がありますので、子どもたちの成長に合わせた使い方をしていくということになっております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） そうすると、今度は家庭に帰るわけですよ、子どもはね。宿題なんかは、今まで、教科書を持ち合ってやっていたんですけども、この宿題、宿題なんかは学校はやっぱり出すと思うんですよ。これについては、どういうふうに宿題なんかは出していくんでしょうか。教科書だったらこれだよって言うんですけども、今言ったように、端末を家に持ち帰るといことになると、いろいろ故障したり、忘れちゃったりとかというのが出てくるんですけども、単純な話、宿題なんかどうするんでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） まずは、家庭への持ち帰りの件ですが、そういうことも踏まえて、

早急に家庭への持ち帰りをさせるのではなく、十分に吟味して、よりよい使用方法ということを考えながら、ほかの市町がやっているから上里もやらなくちゃいけないのかということではなく、あくまでも上里の子どもたちの状況に応じた最適な形で、持ち帰り等もさせていきたいと思っております。

また、その際には、家庭学習をタブレットを使ってどうさせるのか、あるいは紙で宿題を出すのか、そういうことも今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 別にね、よその町と比較しているんじゃないけれども、家へ帰ってきて、寄居が、今の例を出したのは、家へ、もう入学したらすぐ持ってきちゃっている。上里はどうなっているのといったときに、こっちはまだ決まっていないからという話になっちゃうので、その辺のところを私は聞いているので、同じ、寄居町ってすぐ隣ですよ、40分ぐらいで着くところ。そういうところと比較されるからね。何で上里はすぐ即断できない。相手は同じ地域、そんなに離れていない地域で導入をして、もう家へ持ってきちゃって見せて、上里はどうなのといったときに返事ができなかったということを今、教育長は言っているだけなので、別にそれは比較をしているというんじゃないくて、例として挙げたということでもありますので、御理解していただきたい。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の質問にお答えします。

今、寄居のお話が出ましたが、寄居は何か去年のうちにタブレットのほうは準備できたということですよ。

議員も御承知と思いますが、昨年度、コロナの関係で、2023年までにそろえるのを1年間でそろえろということで、だいぶ国内が大変な思いで、実はニュース等も見ますと、まだ1人1台タブレットがそろっていない自治体もあるということです。そういうようなところで、寄居町はちょっと先行してそろえることができたんだ、なので早まったのかなということですよ。

上里町におきましても、家庭のWi-Fiのつながり具合、あるいは持ち帰って、家で実際にタブレットが使用できるのかどうなのかというテストにつきましては、1学期中に行う予定でおります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） では、それはそのまま、そういうことでよろしいと思います。

先ほどちょっと言ったんですけれども、自民党がどうのこうのじゃなくて、どっちが、デジタルがいいのか、紙がいいのかということが言われていますけれども、5つ案が出ているんですよね。1つがデジタル化、2つ目が併用、3つ目が一部の学年教科はデジタルを使う、4つ目が学校が選択をすると、5つ目が全てをデジタルとして、必要に応じて紙を使用すると、こういう5つの案が出ているんですけれども、ちょっと失礼ですけれども、上里はこの案のうちのどれを重要視しているのか、ちょっと教育長にお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 高橋勝利議員の質問にお答えします。

多分それ、検討のこういう形という、検討の種類として5つが出ているんだと思いますが、先ほど申しましたように、将来的に見まして、本当にこのデジタル化が進んだ世の中になるので、いずれはデジタル教科書になるのかと思います。やっぱり、そういうふうになってもいいように準備はします。するんだけれども、直ちにデジタル教科書に移行というのはまたちょっと違うと思いますので、この辺につきましても、文科省の考えを十分、決定を理解しまして、何というんですか、そのように子どもたちへの指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 時間がありませんので、デジタルの関係については、後でまた個別に、聞きたいことがあったら教えていただきたいと思うんですけれども、それでお願いしたいと思います。

次に、まん延防止の関係なんですけれども、今、町民から言われているのもいろいろあるんですけれども、今日のこの新聞報道によりますと、ワクチンの接種は7割でも完了というようなことが報道されているんですけれども、うちの町としては、希望者ですよね、これ。ですから、希望者がこのぐらい出るという、あらかじめ予想してその用意をしていたのか。例えば、約9,000人近い人たちが全部申し込んでくるということを想像していたのかというのを、まず最初にちょっとお聞きしたいと思うんです。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の質問にお答え申し上げます。

9,000人ということで数字が上がっていますが、町としましては、希望者の中である程度ワクチン接種についてこのぐらいだろうという予測をはじき出しています。具体的には申し上げませんが、そういったことで準備体制を整えた状況でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 何でこんな話をするかという、今のワクチン接種状況については、町長が全部集約するのはちょっと困難みたいな話をさっき答弁で言っていたような気がするんですけども、やっぱり8日から始まるわけですよ、また受付がね。それにどのぐらい見込んでいるのか、ちょっと分からない。それはね、行きたい人がいろいろ聞くわけですよ、どのぐらい混むか。少ないんだったら、家で電話、何か考えてもいいけれども、全くそういうのは使いこなせないから、役場に行って教えてもらうということが多いので、今回は私の考えとしては、前回より少なくなっているんじゃないかなっていうふうに思うので、その辺のところ、町のほうはどのぐらい、8日、9日、7月13、14日で見込んでいるのかというのを聞きたかったので、記録が集計できていないから分からないと言われればそれまでなんだけれども、おおよそでもいいですけども、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどの高橋議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁でもお話しさせていただきましたが、今までの、5月から始まった個別接種、また、5月25日の集団接種、そういった中で、どこまで接種が、住民の65歳以上、希望する方というのはまだ把握できておりませんが、6月8日、9日の中で、年齢を80歳以上が8日、9日が75歳ということで、できるだけ枠を制限する形でやりますので、そういった方の中でどのぐらいやれるか、ちょっと予測は難しい状況であります。

前は、非常に電話がですね、通信規制がかかったということでNTTのほうからも連絡があったり、新聞報道、全国紙の朝日新聞からも、上里町は通信規制かけると。なぜかという、警察電話とか消防電話、それから救急車、そういったものが、緊急電話がかからなくなったら非常に命に関わる、災害に関わる場所なので、どうしても上里は通信規制を、申し訳ないけれどもかけたということで、NTTにも確認させていただきました。

今後はそういうことがないということで私のほうは期待しておりますので、是非御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） ありがとうございます。

8日から受付が始まるわけですがけれども、80歳の方が最初、次が75歳、最終的には7月13、14で最後の方と。今後、この人たちが終わっていったら、今の予想だと7月中には全部完了するようなことを一生懸命言っていますけれども、8月に予約が入っている人がいるので、この説は間違いだと思うんですよ。8月と言われている人がいるのに、7月で終わりますということにはならない。

私も言われちゃった、「何言っているんですか、高橋さん。8月に私は受けることになっているんです」って。だけれども、言えば、7月にみんな完了だなんていう話を言われているので、これはあんまり言いたくないことなので質問したわけでございます。

それで、余る予定があるのか。いろいろ言われているのは、やっぱり64歳以下は、そういうことを町として接種をしてもらう予定があるのか。例えば、今度は138例目の感染者って大学生ですよ、10代ですよ。もうこういうところ、この町でも10代の人結構感染しているわけです。だから、そういう人たちに、ちょっと下げて、接種を町として考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員の再質問にお答え申し上げます。

町としましては、65歳以上の高齢者を優先するというをまず第1優先にして、7月に終わらせるということじゃなくて、目標はあくまでも目標であって、8月もあり得るということでございます。できるだけそういった前倒しで進めていくということで、いろいろなところからも私宛てに連絡ありまして、何とか早く済ませてほしいというのがあります。

そういう中でも今、8月中に予約している方は完全にそういった形で、予約をしていただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 何でこんなことをしつこく聞くかといいますと、やっぱり同僚議員がワクチン接種について、受けたら全部かからないという保証はないと。これ、あると思うんですよ、確かに。だけれども、高齢者の多くというのが、早く受けたい、受けることによって自分が安心感が出てくる。じゃあ、これを受けたら絶対かからないよということについても知っ

ているんですよ。だけれども、精神的なゆとりを持ちたい。まして、独り暮らしの高齢者って家に一人でいるわけだから、誰にも話しかけることができない。できないから、私たちにもそういう話をしたくなる。じゃあ、役場まで8日に来るのに、車も何にもできない、歩いてこいと言うことはできないので、じゃあ、私が連れていきますよと言わざるを得ないんですよ。

ですから、いろいろこのワクチンについては、2回目に影響が出るというのは救急隊の話からも聞いているんですよ。100人に対して30人を搬送していると、こういうことなんですよ。じゃ、内容は何かといたら、発熱、倦怠感。ですから、独りで打ちちゃっているから、畑なんか行ってぶっ倒れても全然分からない。こういうことがあるので、早くに済ませて安心感を取り戻したい、高齢者の人の願いであるということについても町長に御理解していただきたいと思うんですけども、もう一回お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 高橋勝利議員から、ワクチン接種についての御質問、再質問ということでお受けしました。

高齢者の本当に早く打って安心したいというのは、誰もが思っていると思います。そういったところで、町のほうもしっかり受け止めてサポートしていくということで、できるだけ早く、8日については80歳以上、そういったところで枠を、できるだけ機会を持たせていただければ有り難いと思っております。

個人的に、私ももう70歳過ぎていますが、まだ接種はしていませんが、本当にその気持ちはですね、いつ、どうなってもコロナにかからないようにはしたい、努力していますが、万一かかったものはしょうがないなということもあります。それは、そういう意味で、皆さんの本当に心の気持ちをしっかり受け止めて、できるだけ早くその安心感を、機会を持っていただければ有り難いと思っております。そのために、町も万全の措置をしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） うちの家内にも聞かれたんだけど、町長、副町長、教育長、議長、こういう人たちは町の要職のトップにいます。だから、いろんなことを言われていますけれども、早く接種を受けてもらいたい。そういう人たちが感染しちゃったら町の機能は崩壊しちゃうと、こういうふう言われているので、町長もね、私と3つきり違わないんだから、ああだこうだ言わないで、受けてもらいたい。文句言われたって、そういうトップ3がいなくなっちゃ

やったら町の機能発揮しないんですよ。

ですから、早めに、そういうことを気にしないで受けてもらいたいということです。町長、そういう気があります。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 私、ありがとうございます。高橋議員の再質問でございますが、そういう意味でね、立場は非常に重要なところにありますので、できるだけ早く受けようということで、議長とも一緒に話をしたことがあります。何とか町の危機を全力で、皆さんのお力借りて乗り切っていきますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） それでは、時間ありませんので、今回、健康保険課が中心になってですね、あ、社協がやるんですけども、80歳のと3段階に分けてやるのは非常に町民喜んでるんですよ。最初からこれやってもらいたかった。だけれども、いろいろ反省点があつてこうなったということについては、非常によかったと。これ、前と同じようにしたら同じ結果が出ちゃうというふうに言われていて、非常に私はこれは勇気づけられたというか、担当課にも伝えますよという話はしたんですけども、今日、機会がありましたので、その点については、やっぱりこうだというふうに町民が望むスタイルというのを町もつくっていただきたい、そのことが町の行政に町民の信頼を得るということになるんですよ。その辺のところちょっとね、最後にお話しして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 3番高橋勝利議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時ちょうどいたします。

午後 2時44分休憩

午後 3時00分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 14番の新井實でございます。議長からの通告順に従いまして、ただいまから一般質問させていただきます。

今回の質問は、大きな項目で5項目あります。(1)としまして、隣保館跡地の有効利用について。(2)神保原駅北口周辺まちづくりに関するアンケート調査について。(3)日本の固有の領土「竹島」について。(4)災害時に飼い主がペットを連れて「同行避難」することについて。(5)高齢者向けのワクチン接種について。

それでは、順に従いまして、(1)から質問させていただきます。

(1)隣保館跡地の有効利用について、①隣保館跡地のすぐ南側のT字路道路の拡幅について。

隣保館跡地は、神保原小学校の運動会や石神社のお祭り等には自転車置場として、地域の住民に開放しておりますが、行事がないときは、ただ入り口に鎖がかけられ、何にも使用されておられません。隣保館跡地の南側のT字型道路は、宮本町の東側、八町河原地区へ行く道路ですが、道幅が狭く非常に見通しが悪く、自動車同士のすれ違いや自動車とオートバイ、自転車、歩行者との対面通行にも非常に危険な道路で、いつ交通事故が起きてもおかしくない道路であります。

町は早急に、隣保館跡地は町有地ですので、隣保館跡地の南側をセットバックして、普通自動車が余裕を持ってすり替えができ、歩行者や自転車も気兼ねしないで通れる道幅が最低8メートルぐらいの道路に改修していただきたいと、私は以前から近くの住民の人からお願いされているのですが、なかなか町の都合で改修してもらえませんので、この際改めて、神保原小学校の通学路の近くでもあり、とにかく危険箇所の代表的な場所でありますので、令和3年度中に改修をお願いしたいと思いますのですが、山下町長のお考えをお聞かせください。

(2)隣保館跡地のすぐ南側のT字路を拡幅して残った町有地の再利用計画について。

4月初旬頃、山下町長から相談があるとのことで町長室を訪れた際、町長より、今年から町の観光振興の推進に力を入れ、他の市町村にはない上里町独自の歴史や文化や、また芸術、伝統芸能などを掘り起こして、観光産業の目玉を考えていきたいとの話がありました。

その一つとして、3年前でしたか、同僚議員が神保原町石神社の山車を町の観光資源にしてはどうかという計画案を出してくれたことがありましたが、当時はいろいろな都合や事情で無理でありました。山下町長から改めて、石神社の山車は上里町に1台きりないものだから、何とかこれを町の観光事業の目玉として世に出したいとの相談がありました。ただ、町の観光事業の目玉にするにしても、山車はそのもの自体が町の財産ではなく、石神社の財産であり、今後、永久に長く保存、維持管理するためには、山車の修繕や保管場所、山車の車庫の建て替え場所について、宮司や神社委員会との協議や、町の行政の神保原町西原町地区の区長会などの協力がなければ、石神社の山車の保存、維持管理、運営についてはできないのではないかと私は町長にお話ししました。

今後、町が観光の目玉として、石神社の山車との関わりを持つとするならば、やはり山車の

上里町文化財としての指定問題をはじめ、山車の保存方法や維持管理、山車の車庫の場所と建て替え、石神社のお祭り、神保原小学校の運動会や上里町の春・秋のお祭りなどにどのように活用方法があるのか、検討して決定できれば、町の観光の目玉にできるので、私も大賛成であり、町の活性化や振興に役立つと思っております。

石神社の山車は、現在、石神社の山車車庫に入っていますが、車庫の前をサッシの引き戸にしてありますので、車庫の前を壊して、山車を一旦外に出して、宮大工さんに全部見ていただいて、一旦全部解体してもらって、傷んでいるところは全て修繕しておかなければなりません。修理代は、町の条例で一切町の補助金は使用できません。したがって、神保原西原地域の住民の人々の寄附や、町にお願いして、町から県の宝くじの補助金等を申請してもらう方法ぐらいしかありません。

石神社の山車は、明治6年前後に造られました。当時の石神社の田畑を売却したり、当時の地元の有力者の人たちからも大きな寄附をもらって造られたことが記録に残っております。石神社の山車は、今から約150年前後に造られ、特にその彫刻が精巧に掘られ、大変すばらしく、山車は現在、新しく造り替えれば1億二、三千万はかかると聞いております。

石神社の山車は、今度修理した場合、今の車庫には入れられません。現在の車庫は、六十数年前に建てられた、簡単な柱の細い造りで、私が平成20年に石神社神社委員長のときに、南側にだいぶ傾いていたものを、大工さんにお願いして十字架に鉄の棒の突っ張りを入れてもらって、やっと大体に正面から見て真っすぐに近く直して、やっと維持している現状であります。

今度、山車を解体修理して入れる車庫は、現在の石神社の中の場所では、車庫に入れたり出したりできませんので、隣保館の跡地で道路が拡幅して残った土地を町が神保原公民館駐車場として借りている土地と交換するような方式で、石神社の山車車庫を建築すれば、車庫は石神社の鳥居に入る前の左側で、忍保地区に行く大通りの東側となり、誰が通行しても見物できる場所となり、石神社のお祭りや神保原小学校の運動会を見に来た大勢の人が集まる時には、車庫から出して、地域の人に見物してもらったり、場合によっては、石神社のお祭りのときなどは、神保原小学校の校庭を借りて、山車の引き回しをすることができるようにしておくことも考えておいたほうがよいかと思いますが、町の歴史や文化、芸術等の掘り起こしと活性化を観光の目玉に考えている山下町長の見解をお伺いいたします。

石神社は、鎌倉時代末期の元弘3年5月上旬、新田義貞が鎌倉幕府の執権・北条高時討伐のため鎌倉攻めの際、弟の脇屋義助が戦勝祈願した歴史、また、1590年本能寺の変で、織田信長が明智光秀に討たれたその年、神流川合戦が上里で行われ、そのとき、小田原北条氏の第4代北条氏政、第5代北条氏直が第1戦で負けましたが、第2戦、もう負けられないということで、5万の兵を小田原から召集して、滝川一益1万8,000軍と戦う前に、石神社で戦勝祈願をした

場所でありますので、上里町民に広くアピールしていただき、石神社の歴史と上里町に1台しかない石神社のすばらしい彫刻のある、平安時代復古調の山車のアピールを町を挙げてやっていただきたいと思いますが、改めて山下町長のお考えをお聞かせください。

(2)神保原駅北口周辺まちづくりに関するアンケート調査について、①神保原駅北口周辺のまちづくりに関するアンケート調査の結果について及びその調査結果を今後のまちづくりにどのように生かしていくつもりなのか、お伺いします。

上里町では、人口減少や高齢化が進む中で、将来にわたって持続可能な町を実現するため、神保原駅の利便性の向上や北口周辺の魅力を高める取組として、神保原駅北口周辺の活性化を目指し、将来のまちづくり実現に向けた検討を進めていると思います。

まちづくりの検討を進めるに当たりまして、昨年9月、神保原地区駅北まちづくり発起人会が発足し、地域住民の皆様と町が一体となった神保原駅北口周辺の発展に向けた取組がスタートし、町としても神保原駅周辺を町の中心拠点と捉え、活性化及び振興の核となる神保原北口周辺への高等学校移転誘致計画の実現に向けた検討に取り組んでいると聞いております。

このような中で、町はまちづくり整備方針を検討するに当たり、神保原駅北口周辺における課題解決に向けた町の考えについて町民の意見や要望を伺うため、3月下旬に、町民約3万2,000人の約1割、3,000人の上里町在住者の無作為抽出でアンケート調査を実施したと思います。

アンケート調査の質問内容について、(1)設問2、神保原停車場線（駅通り）や駅周辺の道路の課題に対する上里町の考え方について、(2)設問2-2、神保原駅及び神保原駅北口駅前広場の課題に対する上里町の考え方について、(3)設問2-3、神保原駅北口周辺のまちづくりの課題に対する上里町の考え方について、(4)設問2-4、神保原駅北口の将来像についてお伺いします。等々のことで。

上記(1)から(4)の上里町神保原駅北口周辺のまちづくりに関するアンケート調査に対する町民の返信は、大体何人ぐらいで、何パーセントぐらいあり、また、男女別の比率、その年齢構成、またその職業、地域構成、神保原駅の利用頻度、神保原駅への交通手段、そして最後に、アンケート調査における一番大事な(1)から(4)までの神保原駅北口周辺のまちづくりに対する課題に対するこれからの施策に対する町民の考えは、賛成の人の人数とパーセンテージ、反対の人の人数とパーセンテージ。これとは別に、自分の考えを持っている人の人数とパーセンテージ。課題解決のために自分の考えをしっかりと持っている人は、どんな改善や対策が効果的だと考えているのか、山下町長にお伺いいたします。

このアンケート調査の答弁については、分かる範囲で、概要で結構ですから、よろしくお願ひします。

このアンケート調査の結果を町は参考にして、町民の意見を政策に取り上げて、よりよい神

保原駅北口周辺まちづくり計画に生かしていただきたいと思いますが、山下町長の見解をお聞かせください。

(3)日本固有の領土「竹島」について、①竹島の日について、国はもっと強い対外発信と若い世代への小中学校の教科書で「日本固有の領土」であることへの領土教育を一層強化することについて。

竹島は、歴史的にも国際法上も、日本固有の領土であります。日本政府は、対外発信と若い世代への領土教育を共に一層強化することが大切ではないでしょうか。

「竹島の日」の2月22日、島根県などが主催する記念式典が松江市で開かれました。内閣府の和田義明政務官が出席し、竹島問題の解決を目指す方針を強調しました。島根県が1905年、竹島を編入した日にちなんだ式典であります。

だが、領土問題に取り組むのは本来、政府の責務であり、県の行事だけにとどめるのは十分とは言えないのではないのでしょうか。内閣官房の領土・主権対策企画調整室は1月末、ホームページ内の竹島に関する研究・解説サイトを拡充しました。歴史資料に基づき、時代ごとに日本や韓国、国際社会が竹島をどう扱ってきたかを解説しております。

日本は、江戸時代初期から、アシカの漁場などとして竹島を利用し、17世紀半ばには領有権を確立しました。第二次世界大戦後のサンフランシスコ平和条約でも、日本が放棄する領土に含まれていませんでした。平和条約起草の際、韓国は竹島も放棄するよう求めましたが、アメリカは朝鮮の一部として取り扱われたことはないなど回答し、要請を明確に拒否いたしました。

韓国は1952年、日本海に一方的に李承晩ラインを設定し、竹島を不法占拠して韓国の領土に位置づけたことに正当性は何もありません。

政府は近年、イギリスとオーストラリアの公文書館で調査を行い、イギリス、オーストラリア両国との平和条約制定のとき、竹島に関する認識をアメリカと共有していたことを示す文書を見つけました。研究・解説サイトで紹介しております。

政府は今後、サイトの英訳や韓国語訳を進め、動画も作成するといいます。さらに内容を充実させ、早急に多言語で発信してほしいものです。

領土教育は重要であります。近年、小中学校の教科書で竹島に関する記述が増えていますが、韓国の教育に比べてだいぶ不十分であります。

3月30日、来年春から主に高校1年生が使用する新しい高校教科書の検定結果が公表されました。日本史と世界史を融合させ、歴史総合など必須となる新科目が多く登場しました。討論などを通じた「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」を行うための工夫が随所に見られ、地理・歴史や公民では領土の記述が充実しました。

新指導要領の本文では、地理総合や公共で北方領土（北海道）、竹島（島根県）、尖閣諸島

(沖縄県)が日本の固有の領土と明記されました。「従来は指導要領を補足する解説書で言及されていましたが、本文に格上げされたことで教科書への掲載が義務化された(文部科学省教科書課)」といます。

この2教科の教科書は全部で18冊全てに、「固有の領土」との表現が登場しました。また、北方領土、竹島に関して、問題の平和的な手段による解決に向けて努力している。尖閣諸島は領有権の問題は存在しないと、公共の指導要領に盛り込まれたことから、教科書にも反映されました。

以上のように、来年度から高校教科書検定における領土問題の記述、特に北方四島や竹島、尖閣諸島は日本の固有の領土と明記されたことは、大変私は喜ばしいことと思っております。

このような状況の中で、上里町では小中学校の社会科教育の中で、竹島の領有権をどのように取り上げ、国における領域の確認、領土確定に至る歴史的経緯、国の主権や国際政治に関連させて、どのような学習を学ばせているのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

政府は昨年、領土・主権展示館を国会近くに移転し、内容も充実させました。竹島と北方領土、尖閣諸島の現状や問題の経緯をパネルや映像で紹介しています。国会見学に併せて、修学旅行などで活用することが期待されています。

韓国史によると、韓国軍は昨年、日本の自衛隊が竹島に侵攻するシナリオを記した文書を作り、韓国の国会に報告したといます。しかし、日本は法と対話による対処を訴え、国際司法裁判所への付託を提案してまいりました。平和的解決を図るため、韓国側が早く応じるよう強く働きかける必要があります。

小中学校の学校教育の中でも、領土問題は国際的に平和的な話し合いによる手段による解決に向けて努力することについて学ぶ教育を、是非お願いしたいと思うところですが、埴岡教育長の見解をお聞かせください。

(4)災害時に飼い主がペットを連れて「同行避難」することについて、①災害時に飼い主がペットを連れて避難する「同行避難」の受入れを円滑に進めるための対応について。

災害時に飼い主がペットを連れて避難する「同行避難」の受入れを円滑に進めるため、環境省は3月29日、事前の備えや災害中、災害後の対応について、自治体を実施すべき事業を確認できるチェックリストを公表しました。

各自治体にリストを参照してもらい、同行避難の受入体制の整備を促しております。環境省の自治体向け点検リストの公表。チェックリストは、環境省が過去の災害で得られた教訓を基に作成、日頃の備えから災害発生までに確認すべきポイントを時系列に列挙しております。

具体的には、①ペットの受入れ可能・不可能の避難所を公開しているか。②避難所でペットが過ごす場所が確保してあるか。③受入れ不可の避難所に飼い主とペットが来た場合の対応を

検討できているか。④避難所で動物アレルギーを持った人と動物とのすみ分けや動線を考えているか。⑤獣医師会や愛護団体と連携しているかなどの項目を設けております。

民間のペット保険会社の調査によりますと、最寄りの避難場所にペットを連れて避難できるか知らない人が約8割に上るといいます。上里町での環境省からの自治体向け点検リスト公表のチェックリストを通じて、早急に災害時における自治体の受入体制の整備とともに、飼い主への周知徹底を図っていただきたいと思いますが、山下町長の見解をお聞かせください。

5番、高齢者向けのワクチン接種について、①高齢者向けのワクチン接種の混乱回避に工夫を急ぐことについて。

高齢者を対象にした新型コロナワクチン接種をめぐり、各地で混乱が相次いでいます。自治体と国は、接種が円滑に行われるように責任を果たさなければなりません。

東京や大阪などの4都府県を中心に感染が拡大し、三度目の緊急事態宣言が発令された中、重症化率や死亡率が高い高齢者への接種は近々の課題であります。

2月の医療従事者向けに続き、4月12日から65歳以上の高齢者に対する接種が始まりましたが、安心して受けられる状況には程遠いです。

栃木県小山市の場合、電話とインターネットで受け付けた接種予約は、僅か5分で枠が埋まりました。電話は終日つながりにくい状態となり、受付が終わったことを知らずに駆けつけた市民から苦情が殺到したといえます。千葉県市川市では、高齢者に送付した資料に予約受付が始まったとの誤解させる記載があり、市のコールセンターへの問合せで回線が一時パンクしました。他の自治体でも同様のトラブルが起きております。

上里町でも4月26日から高齢者への接種予約が始まりましたが、午前9時から午後5時まで電話を持って、予約を取ろうとして電話をかけても全然つながらないのはどういうわけなのか、また、何とかならないものかと、高齢者からの苦情が、3日間で私のところに16件電話が入り、私自身も電話してみたが全然つながらず、4月30日午前9時30分、やっとつながったら、もう予約はいっぱいになって終了とのことで、次は5月11日午前9時から予約を受け付けますとのことをコールセンターで言われましたが、これでは町民の高齢者が怒るのも無理はないと思いました。どのような手続で予約を取るか、枠が埋まっている場合はいつまで待てばいいのか、情報が不確かなままでは高齢者の不安や、政府・自治体への不信感が募るばかりであります。

限られたワクチンを有効に使うには、自治体が接種対象の優先順位をつけることが第一に必要であり、80歳以上、75歳以上などの年齢区分や、高齢者施設入所者を優先の目安に定めている自治体が多い中で、上里町では接種対象の優先順位をどのような方法で決めているのか、山下町長にお伺いいたします。

高齢者向けの接種が5月以降に本格化しても自治体任せでは、混乱は解消しないのではない

か。政府は、これまでの事例も参考に、ワクチンの配分や接種の手續、トラブルへの対応について、自治体に運用指針を示すべきではないか。

接種券が送られてくれば、すぐに受けられると思う高齢者は大変多いでしょう。自治体のホームページでワクチンの供給状況の確認を呼びかけても、ネットに不慣れな高齢者などには伝わりにくい。各自治体は、役所の相談窓口やコールセンターの拡充、広報紙の配布など、複数の手段を通じて必要な情報は早急かつ確実に行き渡るようにしてもらいたいと要望いたしたいと思いますが、自治体のトップとして、山下町長の高齢者を対象とした新型コロナウイルスのワクチン接種の混乱回避に対する工夫を急いで考えていただきたいと思いますが、町長のこの問題に対する見解をお伺いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず1、隣保館跡地の有効利用についてのお尋ねのうち、①隣保館跡地のすぐ南側のT字型道路の拡幅についてでございます。

議員御質問の隣保館跡地の南側を通る町道神保原・八町河原線につきましては、道路の幅員が狭く見通しも悪いことから、平成30年12月に地元区長より、道路拡幅の要望をいただいております。

町でも現地を確認し、道路利用者の安全を確保するために、道路拡幅が必要であると認識しております。

このような中、現在、国で実施している本庄道路の整備に当たり、工事用搬入路として町道神保原・八町河原線を通るルートを計画しているとのことでございます。工事用搬入路として利用するためには、道路を拡幅する必要があり、現在、計画について協議を進めているところでございますが、工事用搬入路として使用した後に道路整備を実施していただけることになっております。

工事期間中は、近隣住民や道路利用者に御迷惑をおかけすることとなりますが、安全を最優先に、環境に配慮していただくよう国と協議してまいります。

町といたしましても、国道17号の混雑緩和や地域の防災・減災対策に大きく寄与する本庄道路の早期完成に向けて、事業推進に協力してまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

続きまして、②隣保館跡地のすぐ南側のT字型道路を拡幅して残った町有地の再利用計画についてでございます。

郷土の歴史や文化などの掘り起こしによりまして、郷土愛の醸成や観光事業の発展を図る取組につきましては、住み続けたい町の実現を掲げる上におきましても、重要な課題であると考えております。

石神社の山車につきましても、地域に愛される文化財として活用が期待されるところでございますが、現在のところ歴史的価値が認められるものの、その修復や維持管理には大きな課題があるとの認識でございます。

また、山車の保管場所として、隣保館跡地の一部と町が借り受けている土地の交換について御提案がございました。

さきに答弁いたしましたとおり、隣保館跡地南側の町道につきましては、国土交通省と協議の段階であることに加え、土地の交換に当たっては、相手側である神社の御意向もございすることから、現段階におきましては、将来的な御意見として承っておきたいと思っております。

その他文化財に関することにつきましては、教育長より答弁いたします。

次に、2、神保原駅北口周辺のまちづくりに関するアンケート調査についてのお尋ねのうち、①神保原駅北口周辺のまちづくりに関するアンケート調査結果報告及びその調査結果を今後のまちづくりにどのように生かしていくかについての御質問でございます。

町では、神保原駅北口周辺の活性化を目指したまちづくりの実現に向けた検討を進めるため、町内にお住まいの方の3,000人を対象に、本年3月にアンケート調査を実施いたしました。アンケート調査の内容につきましては、神保原駅北口周辺の整備方針案に対して、町民の皆様より御意見をいただくというものでございました。

町民の皆様より、整備方針案に対して多くの御賛同をいただいているところでございますが、具体的な調査結果につきましては現在、集計中でございます。集計が整い次第、アンケート調査を議会及び町民の皆様へ御報告させていただきますので、御理解をお願いいたします。

町民の皆様からいただきました貴重な御意見をしっかりと受け止め、神保原駅北口周辺のまちづくり計画の検討を進めてまいります。今後も、町の中心拠点である神保原駅周辺が抱えている様々な課題に対し、議会や町民の皆様と共に解決に向けた取組の検討を進め、町活性化につなげてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

次の3、日本の固有の領土「竹島」については、教育長より答弁させていただきます。

次に、4、災害時に飼い主がペットを連れて「同行避難」することについての①災害時に飼い主がペットを連れて避難する「同行避難」の受入れを円滑に進めるための対応についての御質問にお答え申し上げます。

東日本大震災では、一緒に避難したペットの取扱いに苦慮した事例もあり、自治体が地域の状況に応じた独自の災害対策マニュアルや動物救護の体制を検討する際の参考となるよう、環

境省が「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を策定し、平成28年4月に発生した熊本地震等で得た知見等を基に、平成30年3月、「人とペットの災害対策ガイドライン」として改定いたしました。

さらに、災害における経験や最新の知見を活用し、自治体が行う平時の備えと基本的な行動を確認するため、「災害への備えチェックリスト」を作成し、公表されたところでございます。

チェックリストでは、ペットの受入れが可能な避難所の公表や、受け入れできない場合の対応、動物アレルギーを持った人と動物とのすみ分けや動線について検討されているか等、同行避難者に対する自治体の受入体制の整備について確認できるようまとめられております。

町の地域防災計画では、避難所は様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居住スペースへの動物の持込みは原則禁止となっており、議員御指摘の受け入れ可能な避難所の整備や、受け入れできない場合の対応について、整備が進んでいないのが現状でございます。

災害の種別は様々であり、避難所を開設する際は、その状況に応じて臨機応変に対応しなければならないこと等、施設や設備等限られた資源を有効活用しなければならないこと等の理由から、現状では事前に避難所でペットが過ごす場所を確保することは困難となっております。しかし、避難所によっては、施設内には避難者のみを受け入れ、ペットについては屋外の専用スペース、あるいは倉庫等があればそちらを御案内することは可能かと思われまます。

また、避難が長期にわたる場合に備え、様々なペットの特徴や性格への対応、多種多様なペットフードが必要になることなどからも、ボランティアや物資の提供等、必要な支援が受けられるよう、獣医師会や動物愛護団体等の関係団体との連携について検討してまいります。

ペットの同行避難について、地域防災計画や環境省及び埼玉県が公表しておりますガイドライン等を参考に、適時適切な対応に努めるとともに、飼い主に対する平時の準備等につきましても周知に努めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

次に、5、高齢者向けのワクチン接種について、①高齢者向けワクチン接種の混乱回避に工夫を急ぐことについてのお尋ねでございます。

新型コロナワクチンの予約センターへの電話がつながりづらい状況が続き、大変御不便をおかけしました。

町としましては、国の手引により、65歳以上の方から接種できるよう、80歳以上、75歳以上、65歳以上と接種券を発行いたしました。ワクチン接種の予約が開始された当初は、配送されるワクチンの量が十分ではなかったため、予約枠も十分にありませんでしたが、5月に入り予約枠を拡大し、予約を再開いたしました。

この際に少しでも予約受付に応じられるよう、上里町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口の電話でも予約を受け付けられるよう準備し、周知いたしました。また、全国でワクチン

接種の予約が本格化している中、本町がワクチン接種の予約を再開する日に電話の通信制限がされると新聞報道があったことから、混乱を防ぎ、最悪の事態を回避するため、緊急避難策として社会福祉協議会がワクチン接種の予約受付のサポートを行うこととなりました。

今後も、医療機関と調整しながら、予約枠を順次拡大し、開放していきます。予約受付の再開日は、上里町新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口の電話でも予約受付ができる予定でございます。ちなみに、この電話番号057-019-009でございます。

また、予約再開に合わせて、社会福祉協議会と町で協力し、町民ホールで予約受付の支援を行うこととなりました。予約電話がなかなかつながらないことで不安になる方や、ウェブ予約も分からない、頼めない方の力になると思われまます。

町の高齢者は約9,000人おりますが、国から全ての市区町村に、高齢者2回分のワクチンは配送されております。接種を希望する方が確実に接種できる予約枠は用意してありますので、慌てずに安心してお待ちいただければと思います。

新型コロナワクチン接種については、どの自治体も初めてのことであり、手探りの中取り組んでいるところでございます。ワクチン接種を希望する町民の円滑なワクチン接種体制について、皆さん希望する方は一人も残さず、2回の接種を終えるよう努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 新井實議員の御質問に対しまして、順次お答え申し上げます。

最初に、1、隣保館跡地の有効利用についてのうち、②隣保館跡地のすぐ南側のT字型道路の拡幅して残った町有地の再利用計画について、文化財に関する御質問でございますので、経緯を含め説明いたします。

石神社につきましては、既に御神体である「石棒」「浅間山古墳」「柿木の太木」の町指定有形文化財がございます。こうした文化財の保存管理並びに活用につきましては、管理者代表である石神社総代と常に緊密な連絡を取っておるところでございます。

議員御質問の山車につきましては、平成29年の文化財保護審議委員会において、指定文化財候補として諮問したところ、現地調査により現状を把握していただいた上で検討いただき、御意見を頂戴いたしました。

石神社での現地調査では、台部下半、山車の下の方です。台部下半及び屋根部については原状をとどめておりますが、台部上半については改変されており、元の構造を把握することが

困難な状況にあることが分かりました。

総合的な判断として、造られた年代や上里町に唯一残されたものであることから、歴史的価値があり、地元の人たちの熱意が大きければ、指定文化財として指定し、保存・活用が可能ですが、町指定文化財登録後の在り方、その中でも修復費用やその後の維持管理費等の確保について、中長期的な計画策定が特に必要であるとのことであります。

さらに、指定文化財に認定した場合には、一過性にしないために、この山車の魅力を幅広い年齢層の人たちにいかに伝えられるかが大きな課題であり、石神社総代をはじめ関係者と今後とも検討を重ねてほしいとして、町指定文化財の認定を保留、再検討との答申をいただきました。

また、この山車を地域にとって誇れるものとするためにも、住民と自治体が連携して現状を把握し、保存の是非を議論することが望ましいとの意見もございました。

こうした御意見に対しまして、教育委員会としましては、他の地域の山車、特に本庄市の山車の修復状況や祭祀に関わる行政と地域神社との関わりについて今後も検討を重ね、一つ一つ課題を解決すべく努力していくことを、文化財保護審議委員会で回答しております。

この山車の利用につきましては、祭りなどでいかに活用していくか、あるいは活用できるのか、地域住民の祭りに対する考え方などが非常に重要であります。地域で受け継がれているものをまず知る、そういうことが大事であり、最終的に後世へ伝えていくためにも、地域住民の方々为主体となっただき、行政が協力できればと考えております。

次に、3、日本固有の領土「竹島」についての①竹島の日について国はもっと強い対外発信と若い世代の小中学校の教科書で「日本固有の領土」であることへの領土教育を一層強化することについてでございます。

小学校学習指導要領において、領土の範囲については、「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること」とあり、小学校学習指導要領解説社会編において、その授業での取扱い方につきまして記載されております。具体的には、小学校5年生の地理的な内容で、また、小学校6年生の国際社会を学習する単元で、領土問題など国内外に残されている課題等にも触れ、これからの国際社会における我が国の在り方について学びます。

こうした学習を通して、我が国の歴史を学ぶ意味を考えるとともに、歴史に対する理解を深め、興味・関心を高めるようにしております。

さらに、中学1年生においては、社会科地理的分野で、竹島をはじめとする我が国の領土・領域について理解を深める学習を行っております。また、中学3年生においては、歴史的分野で、冷戦終結後も国際社会には竹島を含む我が国と近隣諸国との間の領土をめぐる問題など、主権や人権、平和など様々な課題が存在していることとともに、それらを解決するために様々な人々の努力が重ねられていることに気づくことができるよう、そんな学習が行われておりま

す。

地理的分野における領域の範囲や変化とその特色、歴史的分野における領土の確定などの学習の成果を踏まえ、公民的分野において領海、領空を含む領土については、国家間の問題として、我が国が、ここは特に強調したいところだと思います。我が国が平和的な手段による解決に向けて努力していることを、国家主権と関連づけて理解できるように学習しております。

このように、竹島をはじめとする領土問題につきましては、小学校5年生から中学校3年生まで、発達段階に応じながら学習しております。また、学習の中で、平和的な手段による解決に向け、いろいろな人々が努力していることを資料などから読み取る学習も行っております。

学校現場では、学習指導要領にのっとり、領土問題をはじめ様々な課題を学習することにより、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる、平和で民主的な社会の形成者になれるよう、資質・能力の基礎を育成することを目指して指導しております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 町長、教育長には詳細な御説明、ありがとうございました。

何点か再質問させていただきます。

(1)の隣保館跡地の有効利用についての中で①の隣保館跡地のすぐ南側のT字型道路の拡幅についてということで、距離的には本当に何十メートルもあるわけじゃないんですけども、とにかく、例えば南から行って、クボタ床屋さんと隣保館跡地の真ん中の道路なんですけれども、右へ曲がって八町河岸へ行くほうが物すごくこっちから行っても見づらいし、八町河原のほうから来てもえらい見づらくて、道幅が狭いので、とにかく自動車同士のすり替え、それからお年寄りが自転車で来たり、歩きで来たりしたときに、よく今まで事故が起こらないで済んでいるなどと思って。私もこの間、改めてあそこを通過して、ちょっとゆっくり走って見たんですけども、できれば町でセットバックして、道路を広げるほうへ、距離は短いんですけども、歩道を何とか、お年寄りが通るから、たまに。だから、たまにっていうことはないんですけども、普通の人は通るでしょうからね。学校に用あたり、神社へ来る人もいるし、いろいろあるので、その辺どんなふうに町長お考えなのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の①の隣保館跡地のすぐ南側のT字道路の拡幅についてでございます。

先ほど答弁でお話しさせていただきましたが、本庄道路の工事用搬入路ということの計画が

ございますので、その計画に従うと、まだ決定じゃありませんが、歩道等も含めた拡幅が必要なのかなということで、国道のほうがどういうことで最終的に、町と協議した結果、まだ答えは出ていませんが、そういった方向ではあるかなと私は認識しております。それが実現できれば、工事用車としての搬入が終わった後であれば、そういった道路の拡幅も実現できることもあるかなと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 教育長に伺います。

先ほどはども、いろいろ答弁ありがとうございました。

ちょっと山車のことで、文化財の指定に関することでちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど教育長の答弁お聞きしましたところ、文化財の指定が全然駄目というあれではなくて、ある程度、もう少し何ていうんですかね。例えば、さっきの答弁された中で、原形がちょっと分からない部分があるというような答弁なされたと思うんですけれども、私が小屋を直したときに、せり出しは全部、自分で調べたら、北と南と、前のせり出しは全部あれはあそこに置いてあって、つけばね、せり出しはつくと思うんですよね。

屋根は、無理にあのときに、やたらいじらないほうが良いなと思って、犬のふんだのハトのふんだの、鳥のふんは全部落としてあったんですけれども。それで、山車の上のパネルは、もう床が杉板で、足を踏むもので、足が落っこっちゃうような状態だったので、大工さんが、お金がもう足りないようだから、うちにあるコンパネでいいかねって言うから、中古のコンパネをサービスしてもらって、一応は張ってあるんですけれども、あそこは。

だから、これからいろいろやっぱり文化財、教育委員会や文化財と神社のほうでよく相談してもらって、なるべく元の原形に近いような材料を使ってやる方法をすれば、指定文化財に何とかしてもらえれば良いと思っているんですけれども、その辺ちょっとよろしくお伺いしたいんですけれども、答弁。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 新井實議員の再質問にお答えいたします。

文化財保護審議委員会のほうに、改めて諮問するということは可能かなと思います。ただ、文化財になった場合、文化財補助事業の補助金の交付につきまして、本当に額が微々たるもので、限度額が50万円ということなので、そういう意味では、修繕等に係りまして、神社総代の方々を含め、将来的なことも考えていただいて、改めて審議させていただければというふうに

考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の一般質問を終わります。



◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時00分散会